刑

政

行發會協務刑

號 金

卷八拾金第



減食罰は廢止す 卷 統 業調査特別委員會の報告… 頭 刑 計 論 では愛を與へよ では 本令主事 江子に母性愛を與へよ では 学働教育場なりの 歌務に 闘する考察・・・・・司法書記官 正の 歌務に闘する考察・・・・・司法書記官 正の 歌務に闘する考察・・・・・司法者衛生官 芥 言 政 叙 第參拾八卷第參號 任 善人製造と保護の調査し 法 令 東西南北 目 退院記 次 會 K平井 報 野上 田村木や川 我等の英語 家庭欄 N宗忻 一治 信

裏.面参昭

口輪説明 ブラウワイラー勢役場(四)

(Die Provinzi-1-Arbeitsanstalt Brauweiler)

様な化事をさせて居る。

2. 勞役場用の裁綻と長靴上編。

3. 蒸汽洗濯

當時約四十五錢)であつた、一九○七年丈けで三萬四千八百八マニク(一マーク・此れによつて得た收益は收容者六八○名によって

岡(一)はその裁縫の現狀

圖(二)(三)は洗濯場

刑務官練習所の入所生とその卒業生諸君に告ぐ

を享くることを最高の目的であると思つてはいけません。 普通練習所に學びまた學ばんとする諸君、諸君の研學は決して諸君が看守長たるの資格

びまた學ばん とする諸君の群學は決して諸君が典獄補たるの資格

を得るに存するのだと思つてはいけません。

は當時閉ざされてあつた警察監獄學校を引用して日本の此種の事業の爲めに世界をあつと
ンクルベルクは开務官の學修に崩て大に主張するところがありました。その時、小河博士 の爲めに深甚の敬意を表したことがあった。 いはされた。アノリカのヘンダ 一九〇五 ベルグ 年のことでありまし ーソンはその當時現神戶刑務所長印南於兎吉君に日本 大に主張するところがありました。その時、 ブダペストで國際刑務會議があつたとき、 イツのエ **'**±

-64 1-

京の多主張に音 県 の 副 技 西 京

級の爲めに圖つ りといふ真理を その様に諸君 たことをよしとしたのではありません、刑務の大本は人と人との關係にあの先輩は世界的に注目されたのであります。その所以は日本が刑務官の進 へたてとをよしとしたからであります。

既に卒業され 世界的であります。 の改良は夢であります。 た諸君。將に入所され 刑界は刑務官そのものに惱やんで居ります。 しかく超個人的であります。 んどする高級練習生諸君。諸君と練習所との關係は そうして此の悩みが消え去ら

論說

題祭

健技師の職務 に關 する考察 (三)

芥川

(三) 被服、食糧、建築の衞生

らないものである。 食糧、建築の衛生は、積極的衛生である。實に此の三つの衞生は、 建築の衞生は、保健技師の職務の中で、最も重要な職務である。否、最も重要な職務と、 を狭少にせらるいばかりでなく、 のである。積極的衞生であるこの三つの衞生が、完全に近づく程、消極的衞生である診療は、其範圍 るとも劣ることのない程、頗る重大な職務の一である。診療は、消極的衛生的あるのに拘らす。 被服、食糧、建築の衞生は、保健技師の職務の中で重要な部面を爲しておる診療と、 吾人の健康は、益々増進せらるしものである。 所謂保健衛生の三大要素を爲する 故にこの被服、 相對峙して優 爲さねばな 被服

輓近人類の文化進み、 衞生殊に保健衞生のこと、漸く重要視せらる、様な、時運に際會してなる

は、 速かに、 持つておるのと、 人に理解する様に心掛けねばならない。 るものは、 此等の衞生は其實際に當つて、吾人人類の生活に、殆んど計ることの出來ない程廣く深い影響を 吾人衛生の學徒が愉快を威ずるばかりでなく、 建築の三つの衞生が、益々重要視せられ、實際化せられるのは、前途尙瞭遠である。 現はすの途を講ずることに努めるの外、其の效果は、 人類生活の森羅萬象に、 其效果を、 目前に示すことが頗る尠少であるからである。 深甚の注意を排ふと共に、 質に人類の一大幸福である。 長い經過に於て出現することを、 これ等の衛生の効果を, 故に此等の衞生の任にあ 然し乍ら、 出來得る限も といよの 20 一般

支給せらる、規程の食糧、受刑者に貸與せらる、規程の住居は、彼等に對して、刑の内容の一部を占 關係を有するを以て、 に、慎重の注意を要するのみならず、 されるのである。又受刑者に對して、規程の米麥飯が、 むものであると、認めらる、様である。故に受刑者に對して、 極めて緊要な位置を占めて居るものであるからである。受刑者に貨與せらるし規程の被服、 保健技師が、 吾人の採用して居る自由刑にあつては、 層一層の考慮と、信念とを要する。如何となれば、受刑者の被服と、 此の被服、食糧、 質に受刑者の被服、食糧、 建築の衞生に闘する職務を、 支給されるのである。又受刑者に對して、規 その刑を受ける人が剝奪される自由に於て、 規程の赭色又は淺葱色の被服が、 住居は、自由刑の執行上頗る重要な 施行するに當つては、 如上の點

現在より過去へ過去へと、顧れば見る程、益々これ等が、自由刑の内容に於て、重大が意義を有して 障碍することをすら、 程の獨房又は維居房の拘禁が、行はるくのである。而して此の受刑者に對する被服、 つたかを、 承認しておるかを、疑はしめることは少くないからである。 明瞭である。否 明にすることが出來る。或る時代には、 承認しておつたかの様に觀察されることは、刑罰執行の歴史を一度繙いたなら 現在に於ても、 一般人は云ふ迄もなく、 これ等の被服、 刑務官に於てすら、 食糧、住居が、受刑者の健 幾分この健康障碍

受刑者の被服、食糧、住居は旣に述べた樣に、自由刑の執行の沿革から見れば、 健康を保全、 効果を揚げる爲めに最も必要であることは、疑ひのない所である、 住居を其重要な職務としておる保健技師は、 康障碍を招致するの傾向は、 さて、最近に於ける自由刑の執行にあって、 増進するに必要なところの被服、食糧、 因襲的に免るくてとは容易ではない。故に、 てれ等に對して、「健康保全に必要なものを要求する」を 受刑者の身體の健康を保全、増進することは、 住居を與へられなければならない。然し乍ら 故に、 受刑者に對しては、 この受刑者の被服、 今なほ、 受刑者の健 必ず其 行刑の

-(+)-

モットーとして常に邁進すべきである。

計ることの川東ない程度く様い影響を

(A) 被服の衛生

受刑者に、 貸與する被服に就き、我が國に於ては一定であるべき原則を、先づ監獄法 (同法第三十

甲第六一八號)で定め、これが使用 で定め、これが各刑務所に於ける設備程度及び地質並びに制式を監獄局長通牒(明治三十九年九月監 二條)で定め、 (第百二條)で定められてをる。 而して此等の規程より考省するに、受刑 これが種 類及び一人に對する員數及服色を、監獄法施行規則 期間を定めて適當な清淨方法を爲すべきことを、監獄法施行規則 者の被服は、 普通人に對しては嫌惡威を惹起せしめ、 (第八九、九〇、九

あると見做されて居る様である。 者自體に對しては加辱的を意味し、逃走豫防に適し、紀律的教養的であつて、經濟的監獄管理に便 を五種としてあるのみである。これは恐らく、經驗上から定められた事である樣である。然しこれ こととする。又この受刑者の被服に就いて衛生上の注意を考へると、僅かに地方的氣節により 最善であるかは疑ひの少くない所であらう。然し此處には、これ等に關し以上の外述べるの ない。少くとも近き將來に於ては改良せられねばならない。又逃走豫防、紀律、教養、經濟にこれ等が 機悪威を惹起し加辱的を意味するの必要があるかどうかは、 問題とならねばなら を避け

衛生上の實際に障碍があつたならば充分研究の上意見を提出することは、保健技師の被服衛生上に於 法律規則によって、譬へ此等の受刑者の被服に關する規程が定められたとは云へ、 其の 使用上 實際使用上にあつて適當であるや否やは慎重に研究を要する問題であらう。

H る一大職務である。就ては第一に受刑者の被服自體の行刑衛生上注意すべき主要なる點を列擧して

- かどうか 體溫 の調節 は、完全であるかどうか。 即ち保温作 用は、完全であるか、又通氣度は完全であ のからあるのが
- 外部からの汚染を防ぎ皮膚の垢を除去するに充分であるかどう なっ 之に地方的領部に
- c 容易に蟲類、 刺螫並に外傷を被ふるを避けるに充分であるかどうか。
- 寒風の突然皮膚に來襲するを進つて感冒を來すを防ぐことが出來るかどうか。
- 傳染性疾患の發見を容易ならしめるに充分であるかどうから 醜體を陰厳して人に厭惡の念を起さないことに充分であるかどうかっ
- g 洗滌及び補綴を容易ならしめるに充分であるかどうか。
- h 逃走を防止するに充分であるかどうかo
- i 禁示物を包滅するを防止するに充分であるかどうか。
- 累進歳遇をなすとせば服色は分類法に適當するかどうか。

* そうしゅいす

k 作業を活潑に爲すに充分であるかどうか。

以上の諸點から演繹して、我が受刑者の被服に就き一二の思以付を掲げて見やうの

傷等の下肢により多く終生する點より見ても不適当なことは明であらら 勿論單股引ょりは適當であることは明であるが、これで充分の作業力を發揮し得るだらうか。彼の凍 拾· 310 0,0 受刑者の被服中の給股引は、冬川嚴寒中にあつて下肢の保温に充分であらうか。 の見れない

服を巡れることの出來ない事は、彼『受刑者の精神衛生上に、不良の影響を齎らさないだらうか。元 め上にはダ少の効果はあられる、 赭色は、我が受刑者の被服の一大特徴である。 今日の行刑衛生上適常であらうか。 これは一般警戒と、 年中一日でもこの同じ色の被 加辱的の意味と、

色は差異 温熱吸收の 來服色は最一の候の服色と炎暑の候の服也とは、普通異るのは自然の數であるばかりでなく、 使用の實際と科學的見地より考究し受刑者の被服に對し一歩を進むることは、保健技師の一大任務 頗る欠點のあることは云ふまでもあるまい。これ等は一寸の思ひ付ではあるが、深く考究すればす この様な點に付いて幾多の事項は、 科学的研究よりも、其衛生上必要あることは既に明である。故に少くとも、 あっものを採用する様改善せられねばならない。又この赭色は、汚染を一見明かにするに 主張せらるくことであらう。故に現在規程の被服に 冬と夏との門 就て其

つたならば、千仞の功を一簣に虧くことになる次第である。 受刑者に貸興する被服を行刑衛生上完全に製作しても、これが實際の使用上に於て適高な注意を怠 第二に受刑者の被服の使用上に於て衛生上注意すべき主要な諸縣を觀察して見やう。 故に受刑者が其被服を使用中は、

と切に信する。

中の病 きである。これ たるものは、受刑者各自に對し共保健上常に適當な被服を可及的着用せしめる様に。 (三)受刑者被服 者、 には保健技師は、(一)受刑者の身体の清潔勵行、(二)受刑者の被服の作業による汚染 老年者、虚弱者の被服に對する考慮等に就て充分注意すべきである。 の 洗濯、 消毒及び乾燥 の勵行、(四)受刑者被服の設備程度の完成、 極力努力すべ (五)受刑者

ー)身体の清浄

体の清 塞ぎ、 受刑者の身体にして不 体温の放散 を不良にし、 ねばならないの 潔とな 且の体 n ば、 容 溫の傳導を可良ならしめる為、屢々保健上有害となる。 易 に其 の被 服を汚染す 3 被 服が汚 染するときは、 其氣孔 故 に身

(二)作業による汚染豫防

作業新設 置を つて被 の際其の作業の性質に就て充分研究するの外、 べきである。 服が汚染するときは、 (一)の場合と同一の結果となる。 必要あらば適當な作 故 10 業衣を これを豫防 貨與し又は す 3 には、

意思

越走

三、洗濯消毒及び乾燥の駒行・

ならない。然し乍ら刑 被服が汚染すれば、(一)の場合と同一の結果となる。故にこの洗濯、消毒及び乾燥は勵行せられね。 被服の洗濯 、消毒及び乾燥が動行 務所の様な集團生活体にあつては、 せられ なければ、被服 種々の關係からこれ等の勵行は頗る困難 の汚染することは數 の免れ 13 6. 所 であ

のある「洗濯 服の設備が完成せられ、相互其運用宜しきを得なければならない。 200 故にこれ 度數少なし」の如き情苦は、 12 は、 ての洗濯、 消 毒及 CK 上述の點に欠陷あるものであらう。 乾燥に關 する 方 法の 簡 易化が 彼の往々情 行 は 11 ると共に 願者より聴取すること 次に述 II ti ~ 3

(国) 設備程度の完成・

及び作業の種類等に密接な關係を持つてすることは、説明の必要はないだらう。 の設備程度で悉く充分であるかどうかは、 は保健技師が用度、戒護等と協調して常に完成に努力せなければならない重大事項 中此等の點に研究して和當考慮を用ゐておるものは多いだららか。其他この設備程度は被服の汚染開 受刑者の被服 洗濯 消毒乾燥關係、人員關係等より綜合して各所特有の設備を爲さねばなら の設備程 被服の引換規則等は完成してある 度は、 通牒によつて規程せられ 問題であると信ずる。といふのは、設備程度は氣候的關係 に不拘實 てすることけい 質のこれに相伴はないことの少く 述の通 然るに現在各刑 りである然し乍 50 而してこれ 務所 0

五病者、不具者、老年者、虚弱者の被服に對する考は以上の諸點に充分でないのではあるまいか○

實際に當り其發動權を有するは專ら保健技師に 賭せずに適法の措置をなさねばならない。 等に對する被服に就ては斟酌 することの出來ることは、 あるのである。 故に必要あるとさは診断を 法規
あ命ずる所である
c 丽 明確にし てて 朝餐にコ

ーヒーを添へるならば日曜日が

自效

の機打

7 P N ケ 1 の『現今の勞役場は勞働

教育場なりや』を讀みて \equiv

E

及世話女房が手助 の手 を爲し に於 教育 は 婦人收容 13 て不信質なる浮 0 總 は 5 道德的思索教 1 中 T 自 v 71 0 者 婦人 は勞役 ふことが 0 爲 0 H P 0 8 0) 0 場の 家庭 17 薄 育 婦 書 τ は 心 t 居 中 0) 裁 人と働く收穫時の講話時 v で や性的情緒を顯 9 1 2 仕事や手工を修得し旦完成する 縫 1t: 室、 8 あることは一 たや 事は v > 刺 織室及 す 自 縫を数へられ 曲 v 0 0 再に止 身にな はすっ 今日 編物室並 0 吾 まらな 間 教 つても最早將 て居 會や の話 個 4 0 3 A 經驗上 宗 1: 0 v 倘立派 機會を 爲 0 は若き少 教 教育 であ 83 7 21 來真面目な生涯 30 リス 0 な洗 充分 も制 女達 間に流す 特に婦人 7 濯 17 限 スと 0 物 與 して洗濯を爲す 0) 心情 ^ 悔恨 復活祭と 30 L に善良 0 12 D 家族 入 收 0 0 悲淚 容者に 3 しも 21 0 仕 12 事 数 宛 洗濯 \$ て特 叫 於 とさ ~ T H 7 場 31 は は b: 常 0

收容し し物語 爲めに 婦人 に祭日を引立たす る * 貧乏な婦 V 1 服とし 30 FD 一九一二年 12 3 象 H 120 時 り宗 勞役 て黒 V, * 服を着 未だ不 人(扶 例 7 とと * は 令花、 衣 教 場 勞役場 あ ~ か 12 1: \$ 3 からである。 25 ることを連 助 七 0 刑 17 0 皆 序 籍 語 務 で A 0) ^ " 勞働 1 で あ \$ 法 二十三日 勢 所 ることは は 物又 生 ŧ 歌 洗濯 に對 * 0 2 二力 ふ之 じたて 17 たの 用 友 は 從ふ生 知する。 す 達 0 0 取換と土 17 姉 P 次に若しも \$ 本勞役場の 3 0 3 か とは 一八 普 てとは A F. 反 祭 0 國法 沒 活 7 L 0 0 勞働 七一年 收品 大變 裝飾 を照 て講演 な 1 曜 律 避 0 6 特徵 0 2 17 好 す * 日曜 H H は 説明と同 猶太人 光 は L 0 0 3 か 六 U に過され男も女も勢役場内に於ける教育 であ 懲治 25 H 晚 青 月 か 1 胡 5 た 場 0 0 24 よろ 3 6 0 洗濯 様に 朝の 沐 30 時 あ v 所 \$ H 21 人のお菓子 3, 婦 で 處 浴 快 の普國執 21 服に對 せられ 純粹な 人 此 4 經 献立が値段 と開聯して勞働日 1. 7 濟上 の特徴 且太 0 0 12 -絡 傳 + T で して男 行法) 12 0 陽 獨逸 記 琴上 12 9 婦 0 0) は ス 圳 \$ 誠に かの 0 說 P 人 1 光線と同じく温 0 けとなる。 1 言 とを合せ 女 (獨逸 教 AH 全く同じ毎 v -が施物 教 0 信 果を用 办 4 如斯講話時 收容者 楽しき 0 育 者 7 尊 上有效 刑 0 ル ば數 法第 强制 そんな が少し る v 30 IH 朝 慰 の為 0 場 伴 安とな 間を目 勞役 0 で 31 三六二條) 1/2 8 で あ 於 時 * \$ 感傷的 で八八 12 * * つめ 30 12 17 カ 宗派 TI 立 處せら B たし 曜服 2 A 何となれ 的 ば 17 H 石 M n 3

造バタと林檎か 部隊毎に 心にさへ 來ないのである。 より 獨逸 H H 17 盖し此の禮拜は一九一九年の獨逸國憲法第一三六條及一 級者も 一定 0 彼 0 思出 自分の 0 7 師と勞役場の 接することが出來る。 燃ゆる蠟燭で飾った樅の木できらびやか の目 9 有 名な 下 は スマ 級 的 Ė 飾った飾木の周圍に集り自分の前に磨き立てたテーブル 者も あ ス 次に聖靈降臨祭に小會堂を青葉(白樺)の節でかどやかしクリスマ 由 か を奪は る此 務 の讃美歌 の添へてあるシ 所 他の高級役員と共に 辛勞多き勞働時 の希 製 n (1) た人々 望てそ勞役場内では常に 鯉 の一つを合唱する。夫れ 0 殊に十二月二十四日のクリスマスの前夜に收容者が 燻製、 17 v 再び 間を和げるの V 馬鈴薯及細切 ヤ式の御馳走を受けるとき多くの者は 善良なる 一の部隊より他の部隊に行 にすれば教誨師は何時もひねくれて見える收容者の であ 時 のキ 起されなければ、らない。此の希望が老も 期を得ようとする希望を與へる から晩餐がくばられる 30 + ~ " 四 で調理 條によれば收容者に强制する事 く場長 して の上 ある。 0 ., の簡單な錫の皿 であ 讃仰の 簡單な挨拶の 此 3 禮拜を濟まして各 涙を流 スに 0 時に が此 てあ 彼等の の晩餐は此 は諸々の色 すの の中 30 後 12 美し であ 25

も受けないことになる。故に給養は全然同じである。 在賣婦はその情失より 此處では 勞役場に て收容者 义娼家の主人は所謂彼等の への食物の送付は受取られてとを注意すべきで 内縁の妻より充分なる仕送り 但勞役場內で得た勞働賃銭――紅粹 8 を父け貧し C 此 れを な 学働利 乞丐 すことは は

の様 金 二十七人の 役場に於 購入に用 0 0 測定は を掛 六 分 酌 0 ける一般給養は充分だとしなければならい。 ゐることが出 收 收容者に就て之を爲した。 -し收容者の收容時に於ける 容の翌日と勞役場釋放の は 副食物 來る。 例 只今言つた制度は勞働の結果の利益を向上するには特に適當であ へば ^ 前 體重 7 H 1 を出場日 0 腦詰、 醫師の診察のときにする。 + 0 何となれば吾 1 體重に比較して見れ ス × 々が一九二一年の特別情況 > . 果物 一九二一年 ば自ら明か 及 かぎ煙草の 17 は であ 男女合せて 30 如 3 30 や饑 \$ 0 0 體 0

八〇人…………………體量增加合計

三四五基瓦

九六其瓦

三〇人…… 一七人…… 増減ナ 3

週間の献立表は 殆ど次の 如し

查 脂肪として獣脂又は豚脂 脂肪として人造 ゴッタ煮(所謂釜煮) " 1

朝

粉製汁

y 7

0

(此れは豌豆、扁豆、 いんげん、 米と馬鈴薯、 麥粒と乾果、 細切キャ ペッと豌豆、 上等燕青

ウヰル ジング = 1 1 ール及馬鈴薯と胡蘿蔔を季節によって代へる)

(又は代用物五瓦とミルク十分の あぶり裸麥

> 四分ノ三リ " トル

ーリッ ル四分ノー

"

7

ル又は砂糖一

〇瓦)

米又は燕麥屑又は馬鈴薯汁 七

晚

脂肪

七

日曜日

此の他に一日のバンは四○○瓦である。

(若しあれば乳汁をもつける)

豊食一牛肉又は豚肉(骨なし正味)

0 0

瓦

(煮れば大低六〇瓦宛)

ルのコーヒーを受ける。

けるものとして脂肪分二五○兎を受け二度目の朝食には夕方の祈禱前のや茶と同じ様に四分の三リフ 其他毎週一度鯡をつける、農事に從事して居る部隊の收容者は毎日五〇〇瓦のバ V と毎週パ 2

るか 説明す 神論に 上二年迄 の不足ある 働を拒まな なし次で役員會議で懲罰を決する。此の會議には場の教誨師と其 衰弱によるも が雑居拘束を受けて居る他の めて忠告なり を爲すに 如斯 よっ 方法 叉は ば 決する。但未だ豫後拘禁の最長期二年に達しない場合に限るのである。一九二一 たるときは多くの場合縣知事 1 彼 時 12 5 t 反省 は最早 0 說 場合に限 基 v は速に經過する のなりや否やに就ては吾々の勢役場規則に定むる如く 、それ 明され 如きは v. 時 て勞役場内では收容者にとつて聯邦警察官廳 仕事を望まない 間を利用する 既にその日 るのであるこ るのである。 で彼は平静に 收容者に感染しない のであるが 0 0 極些細な刺戟例へば收容者仲間との口論、官吏の叱責、勞働用具 なる 勞働を拒む場合は一再に止まらないのであつて、之は人間性、 みならず直 から寧ろ仕事を續けるより 仕事を反抗心を以てなして居る收容者に對しては仕事を停止さす (Regierungspräsident) た。夫れ のである。屢々 も彼等が勞働に馴染むことの弛み ちに獨居房に で濟む。 慣習 勞働拒 獨居拘 に一月乃至三月の豫後拘禁の延長の申告 の様に用ゐる此 より命じ も禁足を欲して居ることを監督官吏に 0 絶が身體又は精神上 内東する 他 速に書面 の高級役員が参加 た豫後拘 0 審理 である、 の言葉が止んだときに始 禁の をな がない 圳 然らば如斯行為 i の疾病殊 する、 場醫の診察 か 年の豫算年 又は 六月 禁足 に神

には右申した懲罰手續が實行された。最後に收容者が場長の前に立ち其の釋放地を指定せらるべき出

一此れは七人とも直ちに逮捕せられ、勞役場に連れ戻され

度中外役から逃走した七人の收容者

向

Ŀ

展

51

欠

<

か

らざる

0

で

あ

3

浪 6 0 力 回 出 者 な 之を v 0 週 1: 間 * 30 0 0 で 爲 0 0 大 n 理 古 1 あ 事 切 T 由 30 v アを定 居る な日 12 规 則 2 基 あ め 12 0 V bi ごご髭 は 來 他 12 1 規定は 即ち 雜 居 n 30 居 \$ ば男子は 頭 拘 男 從 女 0 束 0 不 收 來 中 0 維 收容 容者 此 は 潔 持 0 殊 0 せられ 有 13 21 は H 衛生 様を 頭 It か 常に ら望み 髪を傷け 21 熟 T 居っ 注 知 頭髪を蓄 4 17 意しなけ たの ない よっ 3 者 mi て鬚 樣 は ^ L n 此 L 17 中 * ば 0 T U なら 規定 ~ は 屢 央 4 4 מל P SA 0 野 6 A. U 目 最 原 分 た 而 的 P H 髯 h L は 薬 簡 髮 0 剃剪 の毛 7 何 小 蝇 保健 處 屋 15 12 0 編 は * 中 延 0 あ U 117 習 1 3 21 (D 慣 か 3 \$ 12 は * न 思 t

其 從 0 夫 容 處 3 越 n 0 3 0 to から な 21 旣 0 から ı か 引 v 後 者が 婚 職 受く 2 自 0 H 時 7 彼 務 th 等 多 で ると は 21 (eine dienstliche Pflicht) 'T' 數に 放 あ なると同時に勞働に就きた 0 收容者を託しても 地 3 爲めに特に適當なる地位を得ようとする希 いム承諾 か あ から 定まる 30 叉 は 此等 未 0 約 0 だ 親が 束 0 0 人達が あ 手形を受けな i 30 か 6 ٤ 收容 共 で 思は 0 あ る此 v ے 他自 者 3 ときは n ٤ v 0 分 機會に 3 か L v 又は 諸 0 T 2 家庭 働 手 П 方 以 紙 3 1: 0 勞役場を出 前 憶 12 職 0 は 31 交 望を持 玆 業 0 2 授職 受人が で 条 72 涉 美質 は 內 は 確 2 3 參 所 者、 居 酌 0 た收容者 21 か さ第 問 鑛 6 21 2 _ 17 かと 家 n 合 務 -所 就 せ 庭 な 12 等 か 0 * T 17 勞 v 0 から 法 歸 爲 始 \$ 働 勞役 就 8 定 n め 殖 籍 諾 3 11 職 30 民 場 * まで 待ち 0 0) 享 有 之 放 後 行 は

な あるの 配多き * T 女保 して 强要 3 v 33 てとが少くないのである。 12 H 21 21 2 引受狀 試驗 何 容 至 司 院 入 來 內所 とな bi 0 者 30 は 及 n 殘 H 12 有 即 21 多く 0 n 他 6 r 育院 で 8 5 國謝 農業に ば で あ 面 0 賜 v 自由に 周 あるつ 6 金を送付 驗上 三十 2 13 處で善き職 0 且多 旋所 0 若き 助を な 對 從事 意を 强制處 し既に 3 なつ 女收容者の 1 0 L n 117 v するの 表 せんと欲し 長 て來れ 女は善き牧 の人は過度飲 7 V 10 はその た第一 男でも女でも事後拘禁を終って生計が + П 置 21 五年來勢役場の ~ 殖 勞働 か 3 就き又 ある。 を送る。 民 收容は 金に くす H 殖 た牧 地 2 目 師の 酒 は t 3 民 0 はその親族 れ故此女保護司 何となれ 容 ことは 地 7 僧院、 屢 親族、 腱 の享樂に 0 者に T 1 4 4 0 長 遠方 釋放 V 3 1 並 就職を周旋することの 賣春婦矯正養育院(Mazdalenenstifte)及 * 授 女 v ば誘惑者は勞役場 かせられ 12 よっ 面 0 3 0 職 0 (Wunscha) 職業案內 21 希望 + D 引 者 て彼等 は 刑 か 12 又は 取 務協會 # 12 5 t 21 17 受刑者 場者が ñ 保護司 態ぜし つて多數女出場者に相 より生ずる 經 所 2 0 0 (schlesiche 决 驗 亦 なさ 速 心を腐らせ再 8 (Strafgefangene) 1 0 12 立てられ 12 12 るのである。 よる は 出 4 費用 2 0 を補 旅 來 0 勞役場 前 亦 指 行 12 補償の Gefänguisgesellschaft) 1 なとな 12 定場 0 助 プ 既に 7 する 運 び刑 v מל (Hohenhof) 2 所 賃 補助 מל ら女の 當な生計を はシ 釋放者を待ち 立 5 7 事判事 にとつ 21 1 場 H 食 ウ (Breslau) 資 3 此 料に 12 頭 收 n 金 2 + 1 容 21 とに威 使用し は 71 てと 0

は州知 然し男です女でも勞働と地位に就く爲めに相當な衣服や洗濯物竝指定地に行く旅費及食料費が入用で 勢役場よりは極めて僅かな金が交付せられる。自分の普通服と**靴** の富座の戯置の爲めに出來る丈け多額の金を殘す爲め 費用を補償 ヤツや其他の衣類は大概勢役場に渡して根本的に消毒せられ、 此入費の補いには事後拘禁中に得た勞働賃金を充てるのである。 (Laudeshauptmann)に隷属する州勞働局 (Landesarbeitsamt) が周旋の勞を取らねばなられる するに足りないならば補助資金で助ける。 に衣頼や洗濯物は成るべく死者の遺 洗濯せられる。 類の修繕は勞役場の 故に收容者に對しては釋放後 勞働賃金が總て此等 工場 物を用 で爲し、 V 0

非常に されねばなられ。 の日のバンを受取つた後釋放瞪書、有效な廢兵救恤券、 け其の を清潔 衣類が 釋放の前 鄭 他 にし 自 典 で奇 要が だ補綴してないときは適時に衣服部屋のも にする質を學げるのである。シ て交付する事に特に注意を排いつ 日は今一度醫師の診斷が行はれ場教誨師との相談や場衣の亦付が行はれ あ 釋放の日に れば貯滅品 にするとい ふことは全く教育勞働である。 の中から適當な衣類を貰ふ而して之は男女に對して自分の着物は自分 -親族は大概前晩その家族の者を引取 ヤツは蒸氣洗濯所て洗濯し工場で大修繕が 洗濯と補綴の爲めに收容者は出場前の二三週間を貰ひ 0 殷止證券の引換券及協定済の食料供約に と交換せられ 同時勞役場は夫れに 30 3 然しその交換品 出場者は朝 よつて彼等の衣 30 せられ **勞役場は** 食をなし は 特に 8 洗濯 同樣 C

3 車 のであ 場に て前日 買求めたる乗車券を交付せられる。それによって市中を長く徘徊することが豫防せら 番列車に乗る爲めに官吏に停車場に同 行 せら 其 0 停

三人は 業能力 少く一 (Gerichtsgefängnis) にて自由刑に服するに至つたもの一三人獨逸國より追放されたも 0 護司の て懇切なる問合を出す。 か又懲治的事後拘禁の目的が勞働的正質なる生涯に至る教育が達せられて居た 總て 九二一 報 なさも 0 文書 告により分かる。 12 於ける死亡者は四人瘋癲院に移した者一人聯邦教貧院に收容したも 就 直 年四月一日より一九二二年三月三十一日迄に出場した者は全体で一三一人で のとして保護の義務ある 事 接自由 v 務 て居 や問 80 になったものである。 旋事務が シュワイド 此 而して更に三ヶ月後に前 0 人數の中二九人は三ヶ月經過後も尚同じ勞働を働いて居った。 4 0 目 ニッッ勢役場の年度報告によれば本勢役場の現在の收容 救貧組合に委ねたもの六人合計三五人である。 的を達 その中六一人は正に彼等の指定地に行つて居る而 し且 收容者が真面目な道徳的生活 の收容者が 猶其の勞働に從 の二人裁判所付刑務 事して居るや否や かどうか 狀態に立 夫れ故 の九 it 歸 あっ 次の 人勞働及營 2 尚九 は 12 たの して四 週の保 か に就

ある。 教育作用 釋放者の四四パ 0 此 の結果は問題となる人達の威化し難き性質を顧みて評價することは價値の少いもので ーセントは常に労働に就くことによって組織的生活を管む意思を表はし三〇ペ

の勢役場を勞働教育場として見ることが正しきや否やの問題に答へ得るだらう。多くの刑罰執行官に ーセントは改善所の決定的效果を示すものである。斯く簡單な勞役場の實際經營に就ての實例は今日 者の見解を變更するには適當である。(完) 對しては此の論文は何も新しいことではあるまい。 然し本論は恐らく今日の勞役場の價値に關し立法

少年受刑者に母性愛を與へよ

◇女教誨師の採用◇

論

旨

江村繁太郎

へたい、 解の下に、少年を覺醒せしめ社會との融合点を作り以て社會生活に入れしめたいと云よのが本論の主 てて少年受刑者とは男性者をいふ。男性の少年受刑者に對し**くの教化訓練の一手段として愛を**與 それには少年刑務所に女性の教誨師を採用し、而してかくる母性愛の力に觸れしめて溫い飢

一母性愛

認むることが出來る。又見方により可愛がる即ち能働の方面があり、可愛がらるく即ち受働の方面が は多く之を性的に求めてゐる。 のである。受刑者の側から云へば、受働的の愛にして母の愛のめぐみを受けしむるにある。愛の根本 ある。然も真の愛といふべきは母性がその子に與ふる意味に於ける愛にして、慈にして且つ勇なるも をいふ、その能力には慈といふ特有性がある。幼年者はいふ迄もなく外界順應の働きが完全せれ、 ひとしく愛と云ふも、宗教上の愛があり、異性間の愛があり、親子の愛があり、 毋性愛は慈にして且つ勇なるものであると云つた。その慈にして勇なるとは、外界順應の能力作用 物に對しても愛を

氣分を産むで行くか、女字では書き難き点があるが、然れども受働愛の地位 になって 考 よるとの 勇なるものである。かくして母性の子に與ふる愛感……愛感より生ずるアトモスフィーアは如何なる ふのである。そうした助力は恰も自己自身の生命を完ふせむとする如く、子供を自分とする点に於て に母性たる者が本人の主我となり又は客我となつて、個性に應じ自己保存に適當なる助力をなすをい ある……七同情をして吳れる……八自分のいふことを能く聞いてくれる……九安神して居らるる…… 觸してみたい……五自分を理解してくれる。自分を知つてゐる……六言葉のすべてが温味に包まれて (一柔な温暖の氣に充ちてゐる……二滿 足 の情調が生ずる……三自己に反撥するものでない……四接)

導は何等の價値を有するものでないと思ふ。 ムるものであると私は確信する。小學校六年の兄が四年の弟に算術を教へてやる様な、 時には無理をいふてみたい。……等の平和な快威を與ふること、信ずる。 非常なる力の感を生ぜしむるのである。さらした母性による指導力は絶大なる威動を與 かいる愛感は相互領解の 領解のない指

に女性をあつるより尚平氣であるのみならず、時に又合理的であるとさへ思ふのである。 であるとか云よ考へは毫も起らい。收容者が男性であつても女教誨師をあつるに付ては、 刑罰の應報觀念とを混用し、それを治者被治者即ち議員對收容者の關係に推及して之を嚴禁したも く様に解せらる、点がある。 今日私の抱いてゐる行刑觀念は上述の意味に於て、不都合とか义は極端 かんでくの管理に異性を禁ずる觀念は、歷史により之を考よるに主として對等關係に於ける問題と 電車の車掌

三、少年受刑者の成育關係

たる者が九十一人、卽ち百分の二十八を占むる。義務教育時より十四歳の間に於て同上の者八十三 母の存否を調査してみると次の數字を得た。未就業時たる三歳――七歳の間に於て、父又は母と離れ てみると如何に母性愛が缺けてゐることを容易に發見する。先づその三百二十四人中收容時に於て父 人、即ち百分の二十五を占むる。 大正九年 十一年の三ヶ年間某刑務所へ收容したる、少年者三百二十四人に付生育關係を調査し 義務教育經過後十八歲の間に於て同上の者十七人、即ち百分の五人と

の占 至つて同情に堪へざるものがある。又養育關係を見るに、父母に養育せられたる者百三十三人、 一方又は他の者に養育せられたる者百九十一人、即ち前者は百分の四十後者は百分の六十である。 めてゐる。父乂は母のめぐみの足らざりしてとが明かである。就中三歳七歳にて父又は母を失ふ者に 更にそれ等の者の家庭の躾方を調べてみると、左表の如き數字を示してゐる。 父母共存の者百三十三人、 即ち百分の四十一、故に父母共存せざる者百名の中六十九人を占

過 愛 …五人。寛なるもの・・・二六人。骸なるもの・・・一六人。丼搋・・九七人。偏願・・二二人。放任・・・一〇一人。

酢… 二一人。教養を不順 …三六人。

總計三二四人中二七八人は義務教育未終了の者である、 二年四一人。三年四一人。四年三六人。五年三六人。六年六四人。高等小學四一人。中學半途五人。 る。文收容時の教育程度より之をみるに、(收容時十四歳以上)不就學三三人。尋常一年の者二七人。 これによると普通狀態に於ける者は、百分の三十にして殘る百分の七十は家庭の躾方不良 **な温暖の氣分がない、始終險しい情緒の閃めきが現れるのである。** 情味の何たるか解してゐない。彼等の情調より云へば、 の利害を顧みるの餘地がない。母性愛の題下には説明したる愛蔵を受けてゐないから、 である。かくる成育關係は母性愛の伴はざるため、時に或は獸的自己保存の觀念が著しく發達し、 即ち百分八十六は義務教育をすむでゐないの 周圍の事情を敵視する傾きがある。 相互理解のもとに接觸しやうとし 未だその温 0 即ち柔軟

な を男性は與へられてゐない、『母』の仕事に待つのである。 い、こういム威情を中和して理解を與へてやるには、男性では能率が低いのみならず、 か \る天分

四、 少年受刑者の道徳意識

に答案せしめたものがある。 ると左の如き數字を示してゐる。 務所の大正 ると思ふ。 かと云へば元より凡ての還境がその本をなすのであるが、 しものである。 そうした母性愛の恩澤の少き彼等少年は此の黙に付どういふ考へを有してゐるか、前に示した刑 念は機 愛の 九年 い。即ち道德観念の基調は母性愛による訓練に置かれなければならないものであると信す 潤ひに 換言すれば情操より生まるしものである。 械的な信條の教授によって養はるいものでなく、 十一年の三ヶ年の其年の一月現在四百五十四人に村道德觀念の調査をした表をみ よつて心 の土に純な清 方法は『人として最大徳義は何か』との問題を提出して、 い情操を培ひ育てるのであ 之を抽象して見ると矢張 所謂威情 寧ろ感情 0 0 3 訓練は、 愛の强さは母性愛に過じ の訓練に 何によって り『愛』より よって助 各自自由 なさるし 成 せらる

忠 孝・・・・百八十三人。孝・・・・四十六人。同情・・・・十九人。忍耐・・・二人。犯罪せぬ・・・・七人。誠・・・四十二人。正直・ 人。仕事に触む・・・・二十六人。醴儀を守る・・・・六人。人に迷惑かけぬ・・ 人。信仰・・・四人。國法を守る・・・九人。 義務をつくす・・・一人の公益をはかる・・・十四人。命聞・・・三人。國を富ます・・・ 五人。日日の心得を守る・・・三人。表裏なきこと

規律を守る 表の如く最高の人員を占むるものは『忠孝』の百八十三人にして、百个の四十人 : - 7. 善行···十二人。 獨立自尊 II A 其他···十一人。 計四百五十四人 の多数で

全部を通覽しても 全然道徳意識の缺けてゐると思ふものは 一人もない、からした道徳觀念は

於てどれだけ の價値があるか、 聊か之を論評してみたい。

せらる、とき價値を生ずるのは勿論である。 だ道徳價値を生ぜな 道德行為にも主観的方面と客觀的方面 た道徳意識である。或は反對論者があるかも知れれ、私の觀察に付御氣付の諸氏は遠慮なく御指導を 叙上の意識は決して强い力を有するものでない、即ち高等なる情操から生れ出たものでなく、 來ね。然るに實際に於ては少年受刑者は再犯に陷る者が頗る多い。私は彼等の主観 かうした主観道徳はどれだけ客観價値の可能性を存するかといふに、私は大に疑問を有するも 條の記憶に過ぎない、死んだ道徳意識であると觀察する、別の方面から云へば機械的に興 認めざる者である、 何にも、忠孝とい は實行に伸ふて生するものである。犯罪行爲に主観方面と客觀 050 故にかいる統計を以ては改善資料とするに、餘り單純であると思ふてゐる。 ひ同情とい 然るに前示の道徳觀念の表現は單に主觀的方面に過ぎない。 CL 何々……と彼等の主観に於ては犯罪現象を全然認むることが出 の二つがある。 しかし主観道徳としての價値は之を認めざるを 此の 兩 方 面の完成され 方面の二つ たも のに 道徳に對し殆ど價 3: 固より あらざ あ 0 之が n から ば、

その助成する、育てる、 ち百人中九十四人までは既に不良性を帯びてゐる。右表はこれ等の人の道徳意識の表現であるから、 る道徳意識があるから、 ないといつたのも强ち過言であるまいと思ふ。之を一面より考へると假令記憶にせよ、 少年受刑者は累犯者の卵であるといはるいが、實際肯定せざるを得ない。 罪の關係を調査してみると、偶發性の者十八人、 顧いたい。なぜこうした観察をなすかと云ふに、仝刑務所仝年間の收容人員三百二十 それを助成し價値あるものに育てくやるのは最も必要なことは勿論であ 力は何によるかと云へば母性愛を以て、感情方面を訓練するにある。 初期性のもの十八人、常習性 故に私は単なる記憶に過ぎ の者二百八十八人、 四人中個性對犯 かくる立派な ep

五、 女致 誨 ĤФ

を左に列舉してみるの 船チピター未亡人の如きは、その典型であると思ふへ大正十三年六月號輔成會育報參照)氣付いた点 は行かれる 少年受刑者には母性の愛が飲けてゐる。それを補ふ爲に又は積極的 少年受刑者の訓練に適當した女性を撰擇するの要あるは言人を俟た以例 女性の教誨師を採用せんとするのである。 然らば単に女性であればよいかと云ふに、 に彼等の道徳的 へば伊太利 感情を訓 さら

- 3 年齢は三十五歳以上にして體計十三首五百匁以上たること
- 3 育見の健康を育し教育事的の主義のること但有夫たると真似たるとを問はず。
- 3 宗教的の信仰者にして突飛でなく極端でなきとと
- 9 沈斎にして村作に優雅なる點あり辭令は高尚にして莊重であるとと。
- 五 温暖なる感じを與ふるも少年をして狎れしむるやうな事はないとと。

観も亦どことなく整頓し他に不快を感せしめず、 他細かい点に付考へると、多く列擧せらるしてあらう。 一見して母性愛の持主たることを承認せしむるよう 要するに人格の内容が高 份 優美で、

な品格態度を必要とする。

その人 非道德の行爲でも、若しくは細事に属する行爲でも凡て情操によつて動くものであると信じてゐる。 拘れて決して自由を許されない。換言すれば常信性の氣分を排除して自由に精神活動は行はる その常住する氣分は他の凡ての精神活動を包むでゐる人が決意により行動に移る時は常にこの氣分に でない。必ず其の行動には感情氣分といったものが配合せらるしのである。 といか 0 然るに情操氣分といつたものは、意識の流るしが如く變つて行くものでなく、常住性がある。 るとのないものである。即ち甲より乙へ又は丙へ……と時々刻々遠かつた現れをなして進むで 0 哲學は胃 動 は 凡 て情操に基いて發するも の胎から出るとは此の意味を語るものであらう。元來吾人の意識は轉々として一に のである、 との見解を私は持つてゐる。道徳行為にせ 一方よりいへば非常に價 よ又は

値あることであるが、又一面惡い結果を産むことになる。即ち善良なる氣分を透ふして現れた行爲は 概ね價値ある行為となり、 不良なる氣分を透して現れた行爲は罪悪に陷ることが多い。 これは諸氏の

日々經驗せらるへ誤りのない事實であると思ふっ に養れた感情気分――常住性の決して善良であらう筈がない。その良くない感情氣分を透ふして現れ 深い眠りから醒して質行に移らしめんとする尊い黎明に、機械的の教授でも又は權威でも暴力でもな を訓練するには母性の愛を以て最も適當なるものと信ずる。僅に機械的な記憶に留まつた道徳観念を を惡とし善を善とする良心はある。その惡に現れるか善に現れるかは感情氣分の働である。 柔げ温いアトモスフキーヤの裏に真の人の性を芽ぐませるのは叙上の母性愛である如何なる人でも悪 この不良を打破してやらねば規範行爲はとても望み得べき譯でない。常住性の不良な混亂した情操を た行爲の善良ならむことを望むも、得て期すべきでないことは理の當然にして、そこに不思議はない 年が、母性愛の力に觸れて真に覺醒し社會的の公民生活に入る。こんな美しい事があれだらうか。是 い。慈と勇を有する母性の力である。先天性の者もあらうが境遇に虐げられて、 論ずるまでもないことなのである。(終) に至つて行刑は一箇の愛であり詩である。 少年受刑者。十幾年かの今日まで外界の混濁した諸種の事情に障碍されて來たもの。そして其の間 而しててれ正に人間本然の愛の要求にして敢て事をかまへ 不良の徒となった少 その感情

作 技 師

前 田 靜 雄

材料の購入配分、作業の改廢査定、刑務所現場作業の管理經營、 諸言。作業技師の職務・・・・作業の管理經督、行刑作業の中央管理、作業の整理配分、製品の担格統一注文、 作業の企劃研究、 作業の指導監督、 製作数量の配分

言

活の大部分が作業場に於て替まるしてとより観るも、 又刑務所實務に於て晝間の戒護中心が作業區域に集中せらるへことよりしても、 め熟れも技術的組織的工業を施行し、職業訓練の實を舉ぐると共に、 余は前回に行刑作業の本質並に其の方針に就て述べ其結論として、行刑作業をして時勢に適應せし ーと主張したのである。殊に行刑が改過遷善、正業への復歸生活の確保に就て論ぜらる、今日且つ ――官司業を主要作業とし、之に配するに委託業を以てし、受負業は臨機作業として採るに止 且つは一般工業の進歩發展に遅れざらしめんが爲めに、之が官司經營論、即ち玆に再述 如何に作業が行刑の主要部分を占むるかを窺い 科學的經營法を採ることを要す 或は受刑者の日常生

知ることを得るのである。

と呼ばる、常套語を排した所以は弦にあるのである。 余が刑務所に於て施行せらる、作業に冠するに「行刑」の二字を以てし、刑務所作業或は刑務作業

なくなったのである。而して遂に作業經營上にも一大改革っ行はる可き時期に逢着したのである。 たっ然るに、時勢の進展、一般工業の驚くべき發達並に行刑方針の改革は、往時の墮勢的施設を許さ **營は殆んど考慮するの要なく、單に刑務官の監督の下に、所謂授業手を配すればそれで充分であっ** 大部分は受負業であって、其少部分が經理作業に属する官司、委託業であったのであるかち、作業經 るに係らず、刑務所に於ける作業施行機關は如何にも貧弱なるものである。昔は行刑作業と謂へば、 期くの如く作業は重大なる任務を有するものであり、且つ日進月歩恆に改善進歩を要するものであ

ぜらるしに至ったのである。 官廳公共團體の需要に應ぜんことを企て官司作業の擴張となり、從つて姑息的設備は工業的と變り、 個人的製作は分業的方法に遷り、大量生産を要求せられ、個性利用、 術の向上を期し、作業技手と改められたのである。然るに、今や我行刑作業は廣く官用主義を採り諸 斯くして大正十一年に於て從來の授業手は作業指導者としての地位を向上せしむると共に人格、 能率增進並に科學的の經營を論

たらざるを得ないのである。 弦に於てか。是等の重大なる任務は現在の作業施行機闘の能く果し得る所なるやに察到すれば便然 而して妓に至つて優秀なる技術者、博識なる専問家深慮なる経營者を要

することしなつたのは火を暗るよりも明かなる事質である。

することが必要となったのである。 斯くして作業施行機關として技手を統括し監督、指導、並に企劃、經管を司掌する作業技師を設置

生産を爲す工場を有する民業ならば大會社であることは爭はれない事質である。而して、 行機關を顧れば、一の技師の職制すらになく、研究機關監督機關の如きに至っては、之が必要缺くべ 正軌の道に輔導する研究機關、並に監督機關が完備して居るのである。飜つて、四百萬圓を擁する施 大會社には少くとも技師の地位にあるものは二三十人を降らないのである。即ち生産機關、及び之を 一ケ年の歳入調定額は約四百萬圓(受負業に於けるものは控除して)に達して居る。即ち四百萬回の 現在に於ける刑務所收容費中就業費なるものは約百五十萬圓の多額を算して居るのである。 此の程度の 而して

-(31)-

之が相當考慮せらるくに至ったことを信ずるのである。 斯く述べ來らば、如何に技師設置の緊要なるかを知ることが出來るのである。而して當局に於ても

からざるものなるに係らず、問題とせられて居なかつたのである。

然らば、之を設置するに際しては、如何なる職務を帶ばしむべきやに就て次に論ぜんとする所であ

二、作業技師の職務

作業技師の職務を分ちて左の三つとするのが適當と思ふ。

、作業の管理、經營

、作業の企劃、研究

ハ、作業の指導、監督

今次に各項に就て概括的に論じて見やう。

イ、作業の管理、經營

との二つとするのである。 場に於ける實務と他は廣き意味に於けるもので、全刑務所を總括して行刑作業の中央管理經營の事務 作業の管理經營は、性質上之を二つに分けて考察するを適當と考よるのである。即ち一は刑務所現

A 行刑作業の中央管理に就て

れる他と沒交渉に、所謂群雄割據的に、作業が經營せられて居るのである。 製品の相違、生産關係・・・原價、賣價、利益等熟れも届々となるのである。然らば、玆に一つの大消 生産費用は之が大量生産のものに比し單價に對し遙に多額を要することしなる。而して各刑務所毎に 斯くの如きは、之を各刑務所に就て觀察すれば、作業の種類のみ多さに過ぎ、 各刑務所互に獨立して作業の計劃を樹て、業種の撰定、其方針、販路並に施業方法等、 生産數量は勢ひ少く

に起因するものである。兹に於てか中央管理の要を生じ、作業の動員が必要となるのである。 り各官廳より大量の製作を依賴せらる、曉は誠に面白からね結果に終ることしなるであらう。 なく賣價も異り、出來祭も一定せざりしとせば、如何なる結果を見るであらうか。殊に官用主義を採 へ一部、乙刑務所へ一部、丙刑務所へ一部を依賴せりとすれば、是等甲乙丙刑務所の間に何等の交渉 費剛體があるとして、之が一刑務所にて引受くることを母ざる程度の注文を爲したりとし、甲刑 斯は要するに統一のなさと各所いづれも多種多様の仕事を爲し少規模にして、互に連絡の取り

る。依つて、玆に印刷工の整理、動員が必要となるであろう。故に最も有利に經營し得る箇所に集中 て、之を統一することを得るのである斯くする時は、始めて大量注文にも何等の支障なく應じ得らる し、手廻作業の如きは之を動力使用に改造し、大工場經營式に移すに及んで、各種の規格を制定し得 あるが、之を全部統一的に、印刷物に對する原價を各所共に同じ條件に決定することは不 可能 一例を印刷工に就て擧ぐるに、大部分は自家用印刷の爲め少規模ながら印刷工を經營して居るので

委託官廳との關係等換言すれば、材料の購入、製品の販路に關する條件― 適應する作業を撰定し、 斯くの如く、 總ての業種に就て動員を爲し諸條件 主要作業とし、之に全力を盡し、規模を擴張し大量生産を爲し得る様に整理 -例へば電力の低廉、運搬の便、市場との關係 を考慮に入れ各刑務所に

-(33)-

-(31)

する技術者を要することしなるのである。 に對する比率を定める等のことが必要となるのである、玆に至り、中央管理機關に之等の事務を處理 を生ずるのである。從つて製品に就ては、規格を統一し、製品の型錄を制定し、利益率、賣價の市價 斯様にする時は、自然仕事の配分の加きは、中央管理機關に委ね、各刑務所互に協同して行くの要

今中央管理機關の取扱ふ可含職務に就て考察すれば、左の如くなる。

一、作業の整理配分 二、製品の均格統一 三、注文品製作數量の配分 四、材料の取締め購入並に配分 五、作業の改設登覧 六、作業の企劃、研究 七、作業の指令、監督

部分は自家用目劇の為為中間網及於多問期王を

大に之を簡單に説明して見よう。

一、作業の整理配分

宮城、岐阜、静岡、神戸、高知、山口、長崎を充て鍜冶工は巣鴨、名古屋、大阪、福岡、日く何工は 何處と云ふ樣に、作業の配分を各地方の狀況、 作業程度に止め、木工機械は動員し前記刑務所へ移すことにする、又印刷工としては、小菅、豐多廳 **集鴨、名古屋、岡山、廣島、福岡、札幌は木工を主とし、擴張し、他の刑務所に於ては、木工は經理** 作業の整理、配分は旣に述べた通りである。之は一時的。或は臨時の執務事項である。例へば小菅 振合其他を考慮して決定するのである。する的に掲げ

た刑務所名は假定であることを断つて置く。

二、製品の規格統一

養し、作業の施行を順滑ならしひるものである。此点に就ては尙議論すべき餘地が多いのであるが、 刻々新型を採用し、型録を發行し、規格を統一し、一は注文者の便宜に備へ、他は各刑務所の改善に 各業種の製品は時勢の推移に順應し嗜好、流行に適應せしめなければならないのである。故に時々 熟れ又發表する機があらうと思ふっ

三、注文品製作數量の配分

技

保つ為には中央管理機關に於て處理せらるしてとを要するのである。 注文品製作數量の配分に就ては、官用主義が實行せらる、時は重大なる事項で、各刑務所が協調を

四、材料の購入配分

である。 材料の購入配分も亦然り、之に依つて大量購入の利、 購入時機の利、購入場所の利を獲得し得るの

五、作業の改廣、査定、中央自用資産の選中も多のも然らどるを入りる

00 bo 作業の改廢査定は(一)項に重大なる關係を有するのであるから、中央管理機關に於て取扱よべきも

主住がその間に置って居るのであ

七、作業の指導、 監督

(六、七)項に就では、 中央管理機關に属するものと然らざるものとの二つに分れるから(ロ、

)項に意大なる関係を有するのであるから、

項に於て述べることしする。

B 各刑務所に於ける作業の管理、 經営に就て

般工業と伍して行くことは不可能であるから、今後は此点は改めらるへ必要があると思ふ。 るが、往々作業に何等の經驗、了解のなき刑務官が充てられることがある。左様なことでは、 これは作業現場に勤務すべき作業技師の職務である。從來は作業主住がその衝に當つて居るのであ

-(36)-

技術者をして驥足を伸さしめるがよいと思ふ。 即ち作業主任は作業技師を以て充て、作業技師を缺く所は看守長を以て主任たらしむることに改め

主任間に協調の取り得ざることが起るのを經驗するのであるから、此点よりするも技術者を以てする を司掌する以上、作業主任迄も刑務官たるの要はないのである、否寧ろ現在に於ては之が爲に往を兩 看守長であるべき必要はないのである。何となれば、一方に於て戒護主任があつて收容者の戒護檢束 從來看守長を以て之に元てたのは、之に代るべき適常なる職制がなかつた爲であつて、作業主任は 必要があるのである。

ろうの き技術者をして充分に活動せしむること得ざらしめ、遂に有名無能の職制と化すること、なるのであ は困難こなり、必ずや耐者の職務は不可分のものとなるのであるから、作業の經營は甚しく順滑を缺 若し作業主任を從來の如く刑務官を以てし、作業技師を之に配し兩立せしむる時は、之が事務分堂

のものでも、少くとも前者と同者格たることを認められたものに限らなければならないと思ふっ んだもの文では不充分である。故に作業技師の任用標準は高等教育を受けた者か、或は技術經驗本位 斯くの如く、 作業技師は重要なる職務を則へらるくものであるから、從來の如き實地經驗のみで進

なる研究が必要であると思ふ。 る者が見受けらるへのは要するに資格審査の當を得なかつた欠陷ではなかろうか。此点に就ては慎重 從來の作業技手に往々權威がなく、昔の授業手と何等異る所がなく、唯名稱のみの向上を思はしむ

助して違算なき様仕事を進めて行くことが必要である。 各刑務所に於ける現場作業の管理經營に就ては、中央管理機關の方針に從以各刑務所互に協調、扶 ではたざる見べある。而して之を存明時候に

ロ、作業の企劃、研究

研究を怠り之を忽にしてはならないのである、 抑一般工業の發達は瞬時として停止する所を知らないのであるから、行刑作業に於ても一日として 即各方面の長所を採り短所を補ひ、改善を加へ又時間

-(37)-

相距ること遠く、 に適應する作業を研究し、之を企劃して行かなければならないのである。然らざれば常に一般工業と 社會に容れられざるものとなり、受刑者の職業訓練として無價値のものと化するで

ることが必要である。 央管理機關に附屬せしめ、各刑務所現場作業より獨立せしめ研究所を置き作業技師をして專任せしむ 置くことは經費の上に於て許さいる所であると同時に、統一の取り難さものであるから、同機關は中 此方面に就て常に研究して行く機關が必要なことは論を俟たざる所である。 而して之を各刑務所に

多く要する徹底的の研究は中央管理機關に委ね其研究所に於て専任技師をして之に當らしむればよい 居る作業に就て絶えず研究し企劃する所がなくては一般工業に伍して行くことは出來ないのであるか 以上述べたのは新規作業を主とするものであるが、各刑務所に於ける現場に於ても、 常に個性審査、 能率增進、工程改善等科學的研究を怠つてはならないのである。尤も特に經費を 現在經營して

ハ、作業の指導、監督

翁

師

技

即中央管理機関に属すべき廣き真味に於けるものと、 作業の指導監督に就ては(イ)項に於けると同様、二つに區分し、 他は各刑務所に於ける作業現場の指導監督とで 一は各刑務所を總括したるもの、

あるの

之は中央管理機關に缺く可らざるものである。 場に就き中央管理機關の計劃が滿足に進渉し居れるや否やを檢し、 中央管理機關に於ては、 作業技師に作業監督官を任命し、 各刑務所を巡歴し、 指導監督を爲すべきものである。 作業状態を視察し現

質に於ても亦然る可きことは、 一言附け加へて置きたいのは、 次に各刑務所に於ける作業現場の指導監督に就ては、玆に事新らしく論ずるの要はないのであるが 最も留意すべき點であると思ふ。技師に相當の權威人格を要することで、 職制の向上のみに止まらず質

三、結論

以上は數項に互り作業技師の職務に就て概略を述べて來たのであるが書き方が惡い爲各條件が錯綜 了解し難い點があるやらに思ふので取纏め表示して之を補へば左の如くなるのである。

尚作業技師の職務權能に就ては論ずべき點、 る。(完) になるから、 之で擱筆する今や作業技師の要望せらる、時に當り私見を披擬し參考に供した次第であ 研究すべき監等尠くないと思ふが、餘り微細に且専問的 技

資料

チェコ、スロヴァキャの新刑事立法

プラーグ大學教授 ミ リ ツ カ

事業に直接闘與せるミリ される。兎も角もこの政策は我々に取りて多くの除い暗示を與へる極めて貴重なる資料とされればならぬ。本稿はこの立法 鮮明に反映するものであつて、そこは最近の學問と實際とが協力して解決しやうと努めて居る機多の重要なるテーマが見出 べきもの」一つである。 界人職が生むだ歐洲の一新共和國チェコ、スロヴァキャに於ける刑事法統一の新事業は、最近刑事學界に於て最も注目 ツカ教授 (Augusto Minioka) がこの草案の骨子を紹介したもの、大要である。(井上行治) 就中、一九二一年九月の草案(刑法總明局 は最近社會思測の變遷と最近刑事學の要請とを最も

> 修正及び補充と共に現行して居るのである。 露領に在りては一八七九年のハンガリー刑法が、爾後の ないに居るのに反して、スロヴアキャ及び下カルパチャ舊

しかくのでとき一つの根本的改革は、決して短日月のつた上記諸法律の改革とを意味するものであつた。しかた。そしてその改定は、同時に法制の統一と既に古くなた。そしてその改定は、同時に法制の改定を必要としての二元制度の不便は新たに法制の改定を必要とし

間に克く完成され得べき性質のものではないのであるから、この間に處する方法として、共和國の成立後二三年間の中に、刑事事項に競き、最も緊急の必要ありと思料は、大大者子の特別法が制定されることになったのである。そしてこれ等の特別法として數へらるべきものは、就中、貨幣偽造に關する一九一九年五月二十二日の法律、條件附有罪判決及び條件附釋放に關する一九一九年十月條件附有罪判決及び條件附釋放に關する一九一九年十月份法律、取時利得(bénéfices de guerre)に關する同日附の二つの法律、及び共和國の保護並びに國事裁判所(lo tribunal d'Etat)に關する一九二三年三月十九年日の法律である。

そ、明らかに立設するものであつた。 こつの異りたる法制に對して、共通なる新しい規定を無こつの異りたる法制に對して、共通なる新しい規定を無

飲から組織された専門家の一大調査會が、チェコ、スロかような事情を存したので、一九二○年六月に司法大

達し得べき程度に進渉して居たのである。 達し得べき程度に進渉して居たのである。 達し得べき程度に進渉して居たのである。 達し得べき程度に進渉して居たのである。 達し得べき程度に進渉して居たのである。 を起草するために、司法大臣の名を以て、刑事専門家の 一委員會が任命された。かくて一九二一年九月には既に この草案の總則扁が完成して、詳細なる理由書と共に公 表された。そしてこの法典の特別扁に關する委員會の事業 で、またこの時期に於て、既に選からずぞれの完成に 達し得べき程度に進渉して居たのである。

か誤らないならば、國民議會は恐らく極めて近き特來にとは、敢て不可能ではないであちう。若しも凡ての預想とは、敢て不可能ではないであちう。若しも凡ての預想とは、敢て不可能ではないであちう。若しも凡ての預想とは、敢て不可能ではないであちう。若しも凡ての預想とは、敢て不可能ではないであちう。若しも凡ての預想とは、敢て不可能ではないであちう。若しも凡ての預想とは、敢て不可能ではないであちう。若しも凡ての預想とは、敢て不可能ではないであらく極めて近き特來に

於て、 との草案を審議する機骨を有するであらう。

たと同時に、 起つた世界大戦は、實に思想界に根本的變革を持ち來し ない――何故なれば、第一に、これ等諸草案の完成後に つた瑞西諸草案をも含めての意味であるのは言ふまでも にはまた勿論一九〇九年の墺太利草案や極めて好評であ かないであらう、ーーそしてこゝに謂ふところの草案中 近の如何なる刑法草案をも標本として採用する譯には行 適當なのである。我々は最早如何なる法典をも、また最 既に古いものであつて、立法的改革の基礎となすには不 摸做したこれよりも遙かに新しいハンガリー刑法典(一 典の古き年代を理由とする必要はない。獨逸帝國刑法を 八七八年)にしても、その爾後の修正にも拘らず、同様 乗てなければないと主張するがためには、殊更らこの法 か」る――真實には一八〇三年――墺太利刑法典を全然 新らたに生れむとする新刑法が、 また事物の價值觀念に一大變化を指來した

一八五二年の制定に 足すべきであるかを知る點に就き、上記の反省は一つの 若しくばノールウェー刑法に做つて、二分主義を以て満 維持さるべきであるか、或ひは瑞西諸草案、伊太利刑法 あり得ることを證明するに充分なのである。 條件としてのみ、一つの刑法改革が初めて多幸なもので 及び社會的諸條件に克く適應したものでなければならな には、 い。蓋しこれ等の反省は、全く獨自的基礎に基くことを るものではない。刑法がそれの真の目的を遠せむがため する刑法は、必ずしも同一の程度に於て、他國に適合す すものだからである。しかのみならず、或る一個に適合 是非とも考慮されねにならない極めて重要なる要素をな のであつて、而かもこれ等の凡ては立法そのものに於て、 犯罪事實に就き、重罪、輕罪及び違警罪の三分主義が 是非とも、その國民の經濟的及び政治的、

-(42)-

文化的

難されて、結局行政権の管轄に委譲されるととに仮着す 大きな重要さを有つものである。後の主義に従へば、 して重大ならさる犯罪事實(違警罪)は凡て刑法から引 t

行かないのである。 **遅延を理由として、我々はこの改革を所期する課けには** ことによりて、この改革を準備し得るものであるには遂 刑法典の一つの特別扁の中に、凡ての遠警罪を總括する 固より我々は。一つの特別法の中にか若しくば尠くとも 的改革とを待つて、始めて實現され得べきものである。 いない。しかし、刑法全體の改革に向てそれの齎すべき 行政刑法 るものであらう。 (droit pénal admininistratif) の一つの豫先 しかしとの解決は、 一つの法典編纂と

止まるのである。 恥づべき感情とに悲く一つの行爲を犯したる人々にのみ 質に破廉恥なる一つの行為、即ち卑むべき一つの動機と 罪の一つの精密なる區分は是非とも必要なのである。そ の者をのみ重罪犯人と宣言「得むがために、重罪及び輕 して一般社會の確信に於て重罪人と認められぬものは、 る確信に従ってそれであるところのもの、そしてそれ等 犯罪事質そのものに闘するかぎり、一般社會の健全な とゝに於て、「卑むべき動機」(Le

> 必要とするものであらう。 難な問題であるであらう、そして時效時間はより長きを conditionelle)と條件附釋放とは、何れにしてもより困 ねばならない。 裁判所の決定によりて任意的に、公権の剝奪が科せられ 的にか、若しくばそれが短期の懲役刑に闘する場合には、 この外重罪犯人に對しては、法律そのものによりて強要 また執行の場所によりて表示されて在らねばならない。 智)を以て處罰さるべきものであらう。懲役 (réclusion) の不名譽なる性質は、刑の執行方法によりてと等しく、 禁鋼の刑を以て、そして遠쬮罪は自山の單なる剝奪(拘 分別は全法典に於て無差別に適用されて在らねばならな とを国分する基準とならなければならない。そしてとの motif méprisable) といふことが、まさしく重罪と何 い。かようにして、重罪は懲役の刑を以て、輕罪は單に 條件附有罪判決 (Le condamnation

き動機に支配されて犯されたものであるか、從つてその 一般に、裁判官には、實際、 犯罪行為が一つの卑むべ

豫定することが必要とされるであらう。 特定することが必要とされるであらう。 すべき裁量の自由が與へられねばならないものである。 裁判官にこの決定の自由を許すがために、法典には大多裁判官にこの決定の自由を許すがために、法典には大多裁判官にこの決定の自由を許すがために、法典には大多裁判官にこの決定の判とを担いる。

るであらうといふ考慮によりて理由附けられて居るので を別者によりて犯されたる重罪に對し一般に豫定された 受刑者によりて犯されたる重罪に對し一般に豫定された 受刑者によりて犯されたる重罪に對し一般に豫定された を刑は(獨房拘禁は三年以下)絕對的に不充分なものと 見えるであらうし、またかくのごとき重き軍罪を犯した る犯人は、真に彼れが値する微闘から免がれることにな る犯人は、真に彼れが値する微闘から免がれることにな

が改善されて居る場合、には、凡ての種類の犯罪事質にである場合、若しくは犯罪事質によりて犯人の生存條件である場合、若しくは犯罪事質によりて犯人の生存條件

得る(a racheter l'amende)権利を有するであらう。 の関本はならない。しかし遠警罪に對する定額は懸分緩和される。それにも拘らず、犯人の收益が特に増加して居るれる。それにも拘らず、犯人の收益が特に増加して居る。 場合には、との定額以上の罰金を科し、そして結局犯罪事實によりで犯人が利得したる凡での物を沒收すべき機能が、一つの特別規定によりで裁判官に賦興されて在らればならない。訴追しても傷性納付されない罰金の換刑なばならない。訴追しても傷性納付されない罰金の換刑なばならない。訴追しても傷性納付されない罰金の換刑ながらである、しかし、それにも拘らず、受刑者は、彼るからである、しかし、それにも拘らず、受刑者は、彼るからである、しかし、それにも拘らず、受刑者は、彼るからである、しかし、それにも拘らず、受刑者は、彼るからである、しかし、それにも拘らず、受刑者は、彼るからである。しかし、それにも拘らず、受刑者は、彼るからである、しかし、それにも拘らず、受刑者は、彼るからである、しかし、それにも拘らず、受刑者は、彼者のようなを関する。

- 41)-

由が裁判官に許されねばならなし。裁判官は法律によりし得る権能を認めるととによりて、出來るだけ最大の自的豫定によりてと等しく、また法定刑の範圍以下に量定的豫定によりでと等しく、また法定刑の範圍以下に量定

表示されるであらう。

自由刑の執行に就きては、一つの特別なる注意を拂ふたが必要とされるであらう、刑期一年以上の懲役及び禁錮は、特にこれ等の刑に就き充當されたる特別の刑務禁錮は、特にこれ等の刑に就き充當されたる特別の刑務禁錮は、特にこれ等の刑に就き充當されたる特別の刑務所に於て執行される。じかし懲役者は凡て他の在所者から全然難隔される。じかし懲役者は凡て他の在所者から全然難隔されればならない。既に前に懲役の刑に服したることある在所者は、假合彼等が禁錮者しぐば拘留に處せられたるを断者は、假合彼等が禁錮者しぐば拘留に處せられたるを断者と絶對に接觸されて

望ましきことであつても、到底急速には實現しがたき問 はたらな 題である。 だけ、 なる建設に要する莫大なる經費とのために、假令それが だけ獨房に於て執行される。より廣き範圍に耳る獨房の 年以下の禁錮及び凡ての拘留刑は、また等しく、 獨房に於て執行さるべきものとする。 **細則の定むるところにより、單に初めの數ヶ月間** 獨房に於て執行されねばならない。そして懲役 必要なる數の獨房を欠ぐこと」、 r. この理由 のために、彼等の刑は能ふかぎり、 尚ほ一般に刑期! それの

その階級別と有機的に結合されたものでなければならない。しかし、この制度は、それが懲役に関するればならない。しかし、この制度は、それが懲役に関するかぎり、所謂る點數制度(systeme des points)に基く在所者の階級別と有機的に結合されたものでなければならない。この制度は、何人も知るがごとくに、在所者の階級別と有機的に結合されたものでなければならない。この制度の本質は、何人も知るがごとくに、在所者をいるには、

の行狀、就中教室に於ける成績等の點から見て在所者の 橋丁べき日々の級別を定めることに存するのである。取 得したる監數に從つて、在所者は漸時上級に進められ、 持したる監數に從つて、在所者は漸時上級に進められ、 より大なる出入の自由を與へることによりで、在所者の 上き立つで、先づ中間刑務所(l'établissement intermediaire)に送致され得るのである。この場合、釋放者 保護事業に一つの特別なる重要さが認められねばならない、何故なれば、釋放者の社會的再應化に取りてはこの い、何故なれば、釋放者の社會的再應化に取りてはこの 事業が最も有效なるものであり、且つ事情によりては、 この事業が累犯に對する唯一の保護を意味するものだか とである。この理由により、法律はまた釋放者保護事業 に對する一定の指針を確立せねばならない。

於てのみ採用された。この制度の適用は、三十歳未滿で阿米利加の概式に従つて、單に一つの限定された範圍に不定期刑言渡(la sentence indèterminée)の制度は、

には、彼れは再び懲役場に移送され、そして法定刑の長 示されたる法定刑の短期に相當する期間の經過後、在監 れに反して、若しもその者の改善不能が實證される場合 刑の執行方法を構成することを必要とするのである。と 者が條件附釋放の恩典に與り得るがごとき方法に於て、 また在所者の善行が實證される場合には、判決に於て指 諸規定と調和させねばならないものではあるが、しかし、 成年矯正監に於ける拘置は懲役刑に代るべきものとされ 出來る。成年矯正監は一つの特別なる懲役場者しくば一 adultes)に於て刑の執行をなすべき命令を附することが 役に處せらるべき一つの重罪に就き、有罪判決を受けた 在つて改善能力を有するものが、一年以上八年以下の像 る。そしてこの理山からして、刑の執行は凡て懲役場の 成年矯正監 (l'établissement de correction pour les は、單に法定の處分を判決中に指示するに止め、同時に つの懲役場の特別なる一部を成すものである。この場合、 る場合に限定される。この場合、裁判官は、刑に関して

-(46)-

unal des détenus) に於て與へらるべきものとする。 ある、そしてとれ等の決定は凡て在監者裁判所 (le trib-期に服すべき一受刑者として處遇されることになるので

同時に我々はまた刑の執行の厳正なる集約的監督に備
に對して、監督官 (commissaire) として一名の検事者し
に對して、監督官 (commissaire) として一名の検事者し
に對して、監督官 (commissaire) として一名の検事者し
に対して、の対事が任命されねばならない。そしてこの外に、更らにまた一つの監督委員會 (conseil de surveil-lance) と一つの在所者裁判所 (tribunal des détenus) との構成を必要とする。蓋しこの場合最も必要なことは、民衆、就中廣況なる社會的知識を有する男女の協力に依民衆、就中廣況なる社會的知識を有する男女の協力に依民衆、就中廣況なる社會的知識を有する男女の協力に依民衆、就中廣況なる社會的知識を有する男女の協力に依民衆、就中廣況なる社会との場合最も必要なことに、更られるの報度を持養し、明長し、刑罰法の適用を委任とし、そして最後には公衆の修養に對して在所者を保護しし、そして最後には公衆の修養に對して在所者を保護しし、そして最後には公衆の修養に對して在所者を保護しし、そして最後には公衆の修養に對して在所者を保護し

一委員會に委托さるべきものである。 大臣の権限に留保され、且つ同時に適宜に構成されたるでもない。そして行刑の最高監督と政高管理とは、司法員の権限並びに懲戒罰を確定せねばならないのは言ふま

刑は何等の效果をも奏するものではない。これ等の危險 異犯者の所遇に関する刑法の正しき規定は、犯罪鎮壓 の成功を保障する一つの根本的條件である。法律は初犯 の成功を保障する一つの根本的條件である。法律は初犯 ない。これと異りたる方針に出づことが、刑事立法政策 ない。これを異りたる方針に出づことが、刑事立法政策 を持ちき厳しさが要求される。彼れ等に對しても、一つの 根籍なき厳しさが要求される。のではない。これ等の危險

他帶有者から社會が新たに受ける脅威は、是非とも妨止 されなばならない。この理由からして、法律に於て、再 されなばならない。この理由からして、法律に於て、再 されなばならない。この理由からして、法律に於て、再 されなばならない。この理由からして、法律に於て、再 されなばならない。この目的を達するために、我々は 脚踏してはならない。この目的を達するために、我々は 脚踏してはならない。この目的を達するために、我々は 脚踏してはならない。この目的を達するために、我々は 脚踏してはならない。この目的を達するために、我々は の執行後以於ける保安所拘置(l'internement dans un établissement de sûreté)を豫定する。

即ち保安農分は一つの犯されたる犯罪事質に適用される即ち保安農分は一つの精細なる區別を維持した。固よりこの兩者は部分的での情細なる區別を維持した。固よりこの兩者は部分的をしても、しかしとれがために兩者の間に存する原則るとしても、しかしとれがために兩者の間に存する原則るとしても、しかしとれがために兩者の間に存する原則るとしても、しかしとれがために兩者の間に存する原則るとしても、しかしとれがために兩者の間に存する原則の監別は絕對に無視される譯けには行かないのである。

を目的とするものである。拘置はこの目的を達するに必要なる期間織裁する。しかし最短一年、最長十年を超へられ得る。そして労働教育場に送致され得るものは、規合に二回一つの自由刑の執行を受けたものであり、そしてがの場合に同一性質の一つ重罪を犯したものであり、そして新たに同一性質の一つ重罪を犯したものであり、そして新たに同一性質の一つ重罪を犯したものであり、そして新たに同一性質の一つ重罪を犯したものであり、そして新たに同一性質の一つ重罪を犯したものであり、そしの場内に於て執行される。重き重罪犯人は、勞働教育場に送致することは出來ない。

でとうに関ふととろの飲酒癖者は、酒精飲料又はその他飲酒癖者を収容することを目的とするものである。そし的欠陥者を、一部は、草菜の採用する廣い意味に於ける的欠陥者を、一部は、草菜の採用する廣い意味に於ける

何等かの應報なり、または苦痛なりを意味すべきものであない。保安處分は凡ての厳しさを避ける、蓋しそれははない。保安處分は凡ての厳しさを避ける、蓋しそれはての處分の目的即ち保安の趣旨を遠する上に於て、全く不必要なことだからである。保安拘置 (la detention de sûreté) そのものの期間は、自由刑のそれのような確定的方法によりて定められるものではない。拘償期間はそれの目的が達せられたで時に初めて終了すべきものである。

京案は三種の保安所を豫定する――然働教育場(la maison d'education au travail)精神病者收容所(l'établissement pour les détenus aliénés)及び拘置場(la maison d'internement)が即ちそれである。

る便宜を果へ得べき一つの労働に後等を科賞別けること釋放後一つの正直なる生活を含むために、彼等に有益なの肉體的及び精神的能力に適應せる一つの勞働、從つての肉體的及び精神的能力に適應せる一つの勞働、從つて

叉は労働教育場の規律に服せしめることの出來ない重罪 くば彼等の肉體的又は精神欠陷のために、これを微役場 あるととを假定するのである。最後に、彼等の高齢若し に仮せられ得べき一つの重罪又は輕罪を犯したるもので 點を展別することなく、凡て彼等は飲酒癖(ivrognerie) を欠缺せるの故を以て無罪を言渡されたものであるかの 等が有罪判決を受けたものであるか、若しくば責任能力 る。とれに反して、これが飲酒癖者に關するかぎり、彼 『又は輕罪に就き無罪とされたものであることを假定す るかぎり、彼等は責任能力を欠缺せるがために一つの重 等送致は、それが瘋癲及び危險なる精神的欠陷者に關す 下に、適常なる勞働のために使用されねばならない。 であるかぎり、就中彼等の治癒に専任する路師の指揮の 施設に收容されたる者は、彼等が勞働能力を有するもの が治癒する必要のある凡てのものを含むのである。この を打するものであり、そしてこの施設に於て彼等の疾患 の催醉飲料。若しくば有害性飲料を過度に使用する智癖

文は軽罪にか」る受刑者は、彼等に對して尠くとも一年 以上の自由刑が言渡されて居る場合か、若しくば勞働数 客所に集中せることに存するものであるのは、固より明 て執行されるか否かは、凡て裁判所の決定に一任される。 放が與へられ得る。裁判所の言渡す刑がこの施設内に於 はまたそれの目的が要求する期間機績する、但し尠くも に於て、倘ほとの收容所に送致され得るのである。拘僭 また他向に於ては、かくのごとき分子を凡て精神病者收 及び他の保安所から離隔せることに存せるものであり、 に於ては、その者の拘置によりてそこに必要なる規律の 蓋しこの方法によりて我々の達せむとする目的が、一面 一年を下るととは出來ない。一年の經過後には條件附釋 育場への移送を必要とする條件が既に充されて居る場合 確立が妨げらるであらうような凡ての受刑者を、刑務所

て社會的保護を與へると同時に在場者に彼等の心理的及 「拘置場」は危險性及び慣行性を有する累犯者に對

れたる場所の凡てに及ぶものである 食店、及び酒精飲料を販賣する店舗並にその他の公開さ との處分は第二累犯を條件とする。そしてこの禁止は飲 の處分が命ぜられ得る。それが遠警罪に関する場合には、 於て、「飲食店出入禁止」(l'interdiction de auberges) あつても尚ほ裁判所によりて六月以上三年以下の期間に

チェコ、 スロヴァキア刑法準備草案に豫定されたる犯

> び肉體的能力に適應せる一つの勞働を與へることを目的 與へることが出來る、然らされば拘置處分は常に刑の執 ば、この二つの場合に於て、そこに移送された在所者の 與へられ得る。との處分の長期は確定されて居ないーー を下ることは出來ない。五年の經過後には條件附釋放が dangereux)によりて確定される、但し尠くとも五ケ年 條件とする。 拘置の期間は在場者の危險共態(l'état 彼れが社會に對して危険性を有するものであるととしる 個の重犯に就き一つの刑を執行されたものであることん とするものである。粕置場への移送は、受刑者が既に二 行後に於てのみ執行される。 には、裁判官は拘置場に於て刑の執行を爲すべき決定を 合に於てもまた、言渡されたる刑が五年を超へない場合 狀態はまた永久的拘置を要求し得るからである。この場 精神病者收容所の場合に於てもまた同様――何故なれ

> > -(50)-

には、責任無能力を理由として無罪が言渡される場合で 犯罪事實が酒精飲料の過度の使用に皈せられ得る場合

る成果を擧げ得べきは、恐らく期して誤りなきことであ を以てその任務に從事するであらうならば、チェコ、ス ロヴァキア共和國に於ける犯罪の鎭壓が、速かに良好な とれ等防遏政策の適用を委托される人々が聰明と熱心と もこれ等の防遏方法が將來の刑法典に採用され、そして 罪防遏方法の大綱は即ち如上のごときものである。若し

La Legislation Penale et sa Reforme en Tchéco-Slovaqui. (Revue internale de droit pénal, 1re Année-Nos 3-4, 3me 4me Trimestres 1921.

刑務所作業調査特別委員會の 報告

するものである。 刑務所作業に闘する本報告は次ぎの三.問題を論ぜんと

第一、我が関の行政設備に於て今日實際に行はれつ」あ

第二、刑務所作業制度がその各種の体刑に於て基ける根 る作業についての調査

> 本原則の分拆 平 野 光十八十七以十八 七の云本能器に強用 宗一郎譯

(一) 今日行はれつ」ある刑務所作業の種類 如き理想を提唱せんとするものである。 如き又理性が吾人の努力を要求する目的に向つて導くが 第三、本問題を解決する最善の手段として認めらるゝが

さるも實情を示すには充分であると思ふ。 者を包含してゐるが、これもとより完全なものにはあら らは回答が釆た。かくして得られたる報告は六萬の受刑 その他の役人に發送したのであるがその中大多數の者か 我々は三百三十八通の照會狀を知事、 た。我が報告は全國から受けた回答に基けるものである。 しうる様に我が委員會は全國から材料を得んことを努め 受刑者使用の現狀の集成的にして完全なる標本を提示 監督官、典獄及び

制度に関するものである。次ぎの様な氷態である。 第一番目の問合せは今日行はれてゐる刑務所作業

如しの **ず又その中の十州は或る他の制度に移りつゝあるものゝ** 即ちなほ受刑者受負作業を有するものは只十五州にすぎ 官司制度のみを有する州の数・・・・・・・・・・・四 官用及び官司制度を有する州の数・・・・・・・・・・十七 官川制度のみを有する州の数・・・・・・・・・・十一 受負作業のみを有する州の数:

> 30 告は同州の工場や製作場に働らく勞働者の平均所得は一 ケ年八百四弗であることを示してゐる。 (Labor Bureau) 数字は之れを知ることができないが ニュージャーシー労働局 (Department of Labor) の報 弗即ち一年宛受刑者一人の平均所得四百十弗となつてゐ 萬の受刑者の爲す仕事の總價値は二千四百八十五萬一千 されてゐる旨の回答をした。回答によつて包含さる」六 (ロ) 第二間は生産的仕事に從事する受刑者の比率に關 十パーセント乃至九十パーセントがその云ふ仕事に使用 至る間のものであつた。問題を理解したらしい人々は三 同答は 少きは 九パーセントから 多きは 百パーセントに するものであつた。此の特別な質問は誤解されたらしく 我が國の市民一人の平均所得を示す合衆國勞働局

> > -(52)-

者は決して怠惰でないばかりでなく却て彼等は生産力に くことのできないものである以上我が州行刑設備の受刑 於て使用されねばならぬ以上、又その他の者は全然働ら されば、受刑者の多くは各刑務所の給與 (up-keep)

終てはもつと有利な狀況にある者に比して優勢である様 に思はれる。

(ハ) 第三間は勞働時間に関していあつた。その回答に よれば受刑者の勞働時間は正しく定められた勞働時間に 非常に近接してをり一日十時間か十二時間を要求するや

(二) 第四間は職業訓練に闘するものであつた。 うな處は二三例にすぎないことがわかる。

對する回答に於て七十パーセントが『否』と答へてゐる。 教へてゐるとして回答に擧げられた職業は製靴業、木工、 (本) 第五間は『貴方の處の受刑者には賃銀を拂ひます **キエ。機織工、桶工、基礎工事、電氣、石切り、乗川自** 車修繕、機械工、鉛管工、左官、煉瓦及び等製造。 手工、家具工、ブリキ屋、洋服屋、印刷、鍜冶屋、自動 か」といふのであった。回答は次ぎの通り。 動車及び貨物自動車學校、黄麻袋製造、耕耘及び搾乳。 『貴方の處では職業を訓練しますか?』といふ質問に ベン

質報を全然安排はざるものでいた。これで、五十四パーセント

である。

支拂はれる賃銀の額は一日一セント半から一弗半まで色 々である。只九州だけでは賃銀が一日五十七ント若しく 労働に刺してのみ支拂ぶもの (世界) できまして若しくは宅時外の....ナパーセント 賃銀を支拂ふもの三十六パーセント

問した。 (へ) 我々はまた郡刑務所に於ける受刑者使用に就て質 はそれ以上になる。

七州からは此の問題について何等の回答が来なかつた。 以上は全國を通じて今日一般に行はれてゐる刑務所作業 旨を報じたる州の数 道路工事に使用す……………………………………………三 何等使用してゐない旨を報じた州の数・・・・・・ニ十九 木材伐採場

で我々は此の材料をざつと初めに提示しておいた。さて、 に関して我が委員會が蒐集することのできただけの事實 統計といふものは無味乾燥なものだと思つたの

-(53)-

きか?」といふことである。

(I) されば、本報告に於ける第二の考察は報告されたが如き今日の刑務所作業が基ける原則を分拆することが

また困難である。我々が為した調査は明かに此の問題に 甚だ困難である。我々が為した調査は明かに此の問題に 甚だ困難である。我々が為した調査は明かに此の問題に とを示してゐる。それにまた若し人がその信ぜしめられ たことを云はうとすると誤解をうける虞のあるものであ る。立派な動機によつて動かされた立派な事が非常に澤 の成し遂げられようとしてゐるので人がそれを賞讃しよ の成し遂げられようとしてゐるので人がそれを賞讃しよ

これが我々の必要とする真理である。

これが我々の必要と、善も思も正義の种にかけ、目を複合な。若し結果が善であるならばその時我々は我々の計画はかて建設せられ、前進すべく美闘せられるであらる。我としてれが悪であるならばその時は我々は呼び起されなばならね。そして更によき事のために努力せなばならね。

ではよくありえないものであるからには先づ明瞭に原要する。如何なる企圖もその作用の根底をなず一般の力まりはよくありえないものであるからには先づ明瞭に原則を定義し次ぎにその原則について我々は何處に立つで 別を定義し次ぎにその原則について我々は何處に立つで あるかを知ることが肝要である。

判断しようとしてゐるものではなく我々の調売が示す平しからば諸君よ、我々は決して善と惡の極端によつで

の事を示す。

(A) 全國を通じて郡刑務所には殆んど普遍的に怠惰の

狀態があるといふこと。

かずかに六州だけがその受刑者の使用されてゐることを報じてゐるにすぎない。しかもこれ等の州底於でも何を報じてゐるにすぎない。しかもこれ等の州に於ても何を報じてゐる。かゝる事態は健康。純潔、正直といふやうな事に對して全然注意が拂はれてゐないことを示すものである。此の不法なる狀態が我が行刑計画の中に存する限め、我々は大いに誇りうる如何なる制度をも有しえない。 り、我々は大いに誇りうる如何なる制度をも有しえない。 り、我々は大いに誇りうる如何なる制度をも有しえない。

る題も外にはない

(B) 州の行刑施設に於て一般に行はれてゐる作業制度は政略がその勢力ある動因であることを示してゐる。今日行はれてゐるものに大ぎの三制度がある。此交負制度 それは受刑者を殺人に賃貸するのである。此交負制度 それは受刑者を犠牲にして儲けさせることをその政治利益であると盲目的に思つてゐる當局者の頭上に有力なる脈迫を加へることができる。今日に於ては此の政治利益であると盲目的に思つてゐる當局者の頭上に有力なる脈迫を加へることができる。今日に於ては此の方力なる脈迫を加へることができる。今日に於ては此の方力なる脈迫を加へることができる。今日に於ては此の方力なる脈迫を加へることができる。今日に於ては此の方力なる脈迫を加へることができる。今日に於ては此の方力なる脈迫を加へることができる。今日に於ては此の方力なる脈迫を加へることができる。

き目的のために企てられたる妥協制度である。しかし多受負制度より善き受刑者使用を確立せんとする推稱すべ受負制度、り善き受刑者使用を確立せんとする推稱すべで用制度 これは製作品の賣却を公設物、官廳及び州の

合衆國の沿んどすべての州が

刑務所作業問題と戦つて

のために製作品の自 くの選舉人を支配する或る有力なる個人又は剛體の 一部分此 が此の制度を唯一の計 の制度の下に働 山資却を許すやうなことは 5 回として有してをり二十七州 いてわ 30 な 5 滿足 +

下に事業を行つてゐるものが を支配しそのエ 業制度 業を含んでゐるものが二十七州ある。 の自 これ 山な實業的制度である。全然との計画 業の制作品を營利會社同様に公共市 は無制限である。 14 州 一部 州が全然その 分との制度の下 受刑者 場に 0

不利益から死れ **废**。官川制度及 受負制度によつて足械をかけ つ」ある。 に不利の地位に置れる。 實に非常な戦が行はれ 官川 たとはいへ而か 制度の下に られ引き倒され ついあるのである。 官司業制度及び官川制 も資捌口が ある十一州 制限され は受負制度 た 五州は τ

する十七州は理想に近づきつゝある。只叫州だけ び官司業制度を有する十州では争闘が行 受負制 b

ることを厳重に要求せられるのである。 利益にならうがなるまいが自分の分量を光分に成 人に 荷はされ たる骨折り仕事である。 彼は強制的 し途 にその if

性質の適不適に闘して殆んど或は全く考慮が與 刑務所に送られた時そしてそこで自分は罪を犯した者で あるといふ考の外は何等の考をも持たずに苦役 に當然これらの重 なれ こんな事を考へるのは愉快なことではない るか としても彼の社會復歸に欠くべからざる高等なる附隨 た時、彼の仕事は一つの刑罰である。生活に對 とによって是認されようと企て得べきのみである。 資格を得ることを拒まれたるものである。 確かに我が近世の誇れる文明に對して紹ふもの 断が厳格に事質に基いてなさるべき時である。人が しかし今日は世界が正確な勘定をなすべき時であ ば彼は勤勉といふことを教はつたとは或は云ひう 1 態度はたど彼は社會に對して罪を犯したが故 大なる機台を失ふのであると要求する 受刑者に對 to も知 に就か する彼の ~ られな では 1 3

著しき特色は我

が

刑務所作業制度は一

般

に報酬

の原

QIJ 0

に欠けてゐるといふことである。

せる によつて不當に制限せられる所の政 務所作業に關する州政 ることができる。 官司業制度を有するのでその製作品を公共市場 狀態の -理 山は資本と勞働とによつて影響せられ刑 我々の見る所を以てすれ 策を決する上 略の勢力であ に於て屢々 ばかか 此 K の兩者 る混乱

9 だ一部分その性質に於て刑制 今日 0 刑務所作業を更に分拆 的 であることを示す。 してみるとそれ はま

30 たとへ 苦行であるとを正直に是認せねばなるまい。 原則に於ては少くとも我が刑務所の作業は一つの 苦役に働らくといふ舊時の刑罰の精 設備に存在する作業の型によって判斷するならば る事業の立派な性質によってドはなくして大多數 のないことを示して**ゐる。受刑者の作業は實質に於ては** 對して有用 若し我 告は全國の行刑設備中 如何程厳格さに於ては輕減され なが な職業を教 刑務所作業の現狀を或る場合に爲され へることについ の七十パー 帅を幾分か有 て居るにせよなほ て殆んど計 t ントは拘禁者 それは犯罪 の行刑 25 我 人々は

れが我が實際の制度なのである。或る者がある罪を犯す、 れる。罪が重ければ重いだけ聞としての仕事も 他の者は他の罪を犯す、二年間働らくべく刑務所に送ら 刑務所に送られる、そこに拘禁せられ を教へようとしてゐない以上 則である。 に於て悲ける原則は應報 ば我が行刑設備の三分の二以上 さきに提示したる事實を更に分拆してみると他 救治的であるよりは寧ろ復 の原則であ 我が國の刑務所作業が賃貸 が受刑者に何等職業 る。それは刑罰の 一年間働かされ に響的であ 所える。

に居る れば我が刑務所作業制度は不自然なもの 銀を支拂ふ處でも大多數は實に少額で無きに優るといふ る仕事の成就に對して全く質録を支拂 にすぎない。 我が行刑設備中の六十四パ 人間 も人間であるからにはたとへ彼は失敗し若し 報酬は人をして働か ーセント しめる刺戟できる。 はな 00 である。 v. のは要求 而して賃

ういふ冥理の實現に基かない制度は殘酷である。とめる。彼にとつて彼の勞働は所得をうら手段である。こくは堕落したものにせよ、他の人間と同じ本能を有して

大多数の我が行刑設備に於て全く賃銀が支拂はれた大多数の我が行刑設備に於て全く賃銀が支拂はれた近加的証據であるばかりでなくそれはまた人間にとつて追加的証據であるばかりでなくそれはまた人間にとつて追加的証據であるばかりでなくそれはまた人間にとつてである。それは怠惰の精神を生むそれは怠惰の習慣を奨励ある。それは怠惰の精神を生むそれは怠惰の習慣を奨励ある。それは怠惰の精神を生むそれは怠惰の習慣を奨励ある。それは怠惰の精神を生むそれは怠惰の習慣を奨励ある。それは怠惰の精神を生むそれは怠惰の習慣を奨励ある。それは怠惰の精神を生むそれは怠惰の習慣を奨励ある。それは怠惰の精神を生むそれは怠惰の習慣を奨励ある。それは怠惰の精神を生むとれは怠惰の習慣を奨励ある。それは怠惰の精神を生むとれば怠惰の習慣を奨励ある。それは危険を導入と努力することによつて他事をせしめられるに相違ない。これは彼の精神に於ては発んと観を以て見役せらるべき奴隷の状態に彼を導入した。

ものは心である。彼は結果を産み出すであらう。しかし彼の心ものである。彼は結果を産み出すであらう。しかし彼の心

へ生じてゐるのである。 情は勞働に對して何物をも得られない受刑者の胸中にさべし。されど、從順と默認を装ふ中にも不平と反抗の感欲するが健に議論すべし。欲するが健に自己を誠著す

六萬の受刑者の作業價値は二千五百萬弗、一人平均四況のあることである。 作業政策の中には金錢づくの考へ方をする傾向を示す狀

-(58)-

その意義如何? 我が利務所生活に於ける作業の制目をからすればさういふことは信ずべきことである。しかしそれは外見するの間にあることを示すものではなからうか。ある觀察監がらすればさういふことは信ずべきことである。しかしたればか見するではなからすればさういふことは信ずべきことである。しかしたの間にあることを示すものではなからうか。ある觀察監がらすればさういふことは信ずべきことである。しかしたの意義如何? 我が利務所生活に於ける作業の制目を

か?一方に於て納税者の負擔が救はれるだらうといふ 金儲け計画と見る傾向があるといふことは事實ではな はなからうか?刑事被告席の後に立つ男は國家にとつて 財産である様な設備があるといふことは我が行刑計画の 體に氣受けよくさせるといふ感情があるからそうなので 感情があり他方に於て上手な會計報告は刑務所を立法圏 場合があるといふ事實は被等が金儲に對する根本的傾向 中に物質主義の不當なる精神があるからである。か めに而して彼等自身また道徳的利益を受けるために送ら に刑務所に送られるのではない。社會が防衛せられるた るために或は野心ある官吏が横勢に上る跡石となるため ではない。 當なる原則ではない。人間が罪を犯すといふ事實そのも なる典様も、たとへ彼が彼の管理 して金儲をする權利を國家に與へ に引渡すことを誇るともそれ 國家がその人間を拘禁する場合にその人間をだしに 果として産み出されたとを示すのである。これは正 人は決して國家にとつて經濟的利益を得させ は正常に誇りろべき事 してゐる刑務所 るものではない。 が利益 いる 如何

ならぬ。これが忘れられた時我々は失敗である。道徳心 彼自身反社會的な市民にしてしまはれるだらう。それに 運轉されてゐる大きな商業器械の中に投げ込まれたなら の薄弱な人間がその人間を使つて金を磨り出す考を以て 於ては不正の感が痛んでゐるであらう。彼は思ふであら ついて彼が考を言葉に出して云はうと云ふまいと心中 を解剖 だと。しからば斯くの如きは我が委員會が見た通りの ら彼に支拂はなかつた所のものを奪つたと、 う。社會が彼を不公平に取扱つてゐると、又社會が彼か ら眞相は更に明瞭にわかるだらうといふ希望を抱くもの 務所作業の現狀なのである。我々は正直に大鵬に事 が故に彼は社會に對して同様のことをする権利がある 本的観念は何ぞやといふ此の疑問に直面する様になつた 様な人々のあることは疑はない。しかし刑務所作業の根 意見を有つてゐる人 かうした のものを 發見しようと企てた。我々は 我々と異つた することを努めた。我々は 基本的原則となれる 考は如何なる時に於ても 及び我々の發見に對して 例外たる 而してか

海外時報

K N 生

合衆國カリホルニャ州のプリズ

(The California Prison Camp)
カリホルニヤ州によつて試みられたプリズン・ロード・カリホルニヤ州によつて試みられたプリズン・ロード・カリホルニヤ州によつて試みられたプリズン・ロード・カリホルニヤ州によつで試みられたプリズン・ロード・かいエチ・ミリケン氏の第一回の年報によれば、此の制度は非常なる成功に終つたのである。此の制度は殆んど革命的に受刑者の行狀を一新し、州のサンカンタン並びにホルソム(ステート・プリズン)南刑務所に收容せられたる機百の受刑者に利潤の多い労働を興へ、共の上に州に一銭の餘計な税を課することなくして、州の道路委員の餘計な税を課することなくして、州の道路委員の餘計な税を課することなくして、州の道路委員の餘計な税を課することなくして、州の道路委員

らぬ處に山火事が起つて、火がヨセミテ谿谷(國立公園のらぬ處に山火事が起つて、火がヨセミテ谿谷(國立公園の上で扱けを請ふた時、彼等は事の急なるを知るや否や、監督の求めを俟たずして、自ら進んで州防の任に當らんと書の求めを俟たずして、自ら進んで州防の任に當らんと書の求めを俟たずして、自ら進んで州防の任に當らんと書願したのである。而かも食糧と水とに乏しい火事場に表願したのである。而かも食糧と水とに乏しい火事場に大いのであるから、彼等の逃走を防ぐことは到底不可能ないのであるから、彼等の逃走を防ぐことは到底不可能ないのであるから、彼等の逃走を防ぐことは到底不可能ないのであるから、彼等の逃走を防ぐことは到底不可能ないのであるから、彼等の逃走を防ぐことは到底不可能ないのであるから、彼等の逃走を防ぐことは到底不可能ないのであるから、彼等の逃走を防ぐことは到底不可能ないのであるから、彼等の逃走を防ぐことは到底不可能ないのであるから、彼等の逃走を防ぐことは到底不可能ないのであるから、彼等の逃走を防ぐことは到底不可能を知るとは到底不可能ないのであるから、彼等の逃走を防ぐことは到底不可能ないのであるから、彼等の逃走を防ぐことは到底不可能を対している。

後等儿では自分達に置かれた信任に背くことをしなかつ をermer―終身刑者)であり、大部分のものは尚ほ長い刑 をermer―終身刑者)であり、大部分のものは尚ほ長い刑 を験してゐることを考へた時には、此の事質は真に特 別を験してゐることを考へた時には、此の事質は真に特

の良遺を建設せしむることを得せしめたのである。此の一年間にロード・キャンプで働いた受刑者の貯蓄の總額は五萬那に上つたのである。共の内一萬那は委員の手で受刑者の家族に送付されたので、此等の少額の送金に對して感謝の意を表する家族からの委員事務所宛の手紙は頻々として斷えないのである。過ぐる一年間にロード・キャンプに使用された受刑者の敷は千三百人で、其一ド・キャンプに使用された受刑者の敷は千三百人で、其一ド・キャンプに使用された受刑者の敷は千三百人で、其一下・キャンプに使用された受刑者の敷は千三百人で、其一人で、或は假釋放合作用の後方向を誤つたものは僅かに七人であると云ふ。

制に記き及ぼして次のように記してゐる。 名祭

「此等のロード・キャンプに在つて役に服してゐるものは、語の如何なる意味からしてもヲノア・メン(Honor Hen)(名譽制にあづかる受刑者を云ふ)たる名に背かないものである。此の事は最近キャンプローウルら混進かたのみならず、逃走の絶好機分ではなかつたかと云ふものでもあれば怒つて已まないのである。」

合に限るのである。 他のロード・キャンプの賃金規則には、州の道路委員は 北等の費目が控除せられた後受刑者は一日最高七十五仙 北等の費目が控除せられた後受刑者は一日最高七十五仙 を所有し得られるのである。但し右の金額は貯蓄する場

在金を有つて去るのである。受刑者の或るものは既に二者の此と五弗を受取つたのみである。然しながらな貯蓄に加へて此の五弗を役で去るのである。普通受刑る貯蓄に加へて此の五弗を役で去るのである。普通受刑を指 サンプに 於ける貯蓄に加へて此の五弗を役取つたのみである。然しながられば、一番の服と五弗を受取つたのみである。然しながら

全部共者の所有となるのである。 を開業したものがあつて之は無依さる 4時には

現在受刑者の働いてゐる道路建設工事はヨセミテ谿谷に であずリスパーグーエル・ボータル間の道路である。 此 の工事には二百五十三人の長期刑者がゐて、排除開鑿せ らるべき岩石路面は豊百五十萬ヤードである。 技師の見 に四分の一以上完成されてゐるが、今迄の處では工事 使は一ヤード七十八仙で、受刑者の勞働の多大の費用を 要するものでないことを示してゐる。

カリホルニアの道路委員が道路建設工事に受刑者を使用したのは一箇の人道的な事業に従事してゐるものと云つて差支ないのである。此の計畫が道路工事の費用を受利者について州に節約をもたらしてゐるとと、州の利勝所の維持について州に節約をもたらしてゐるととは確しかな事質なのである。

(Prison Journal, October, 1924)

プロペーション・アッソシェーションの食長たる判事フンクリン・チェース * 本イト氏の前記の報告中に言ふうンクリン・チェース * 本イト氏の前記の報告中に言ふうとの規述、との減少は犯行の原因であつた事情を除去れた日本、「多くの團體並びに和合の注意を 惹きつけ て氏は日本、「多くの團體並びに和合の注意を 惹きつけ て氏は日本、「多くの團體並びに和合の注意を 惹きつけ て氏は日本、「多くの團體並びに和合の注意を 惹きつけ て氏は日本、「多くの團體並びに和合の注意を 惹きつけ て氏は日本、「多くの團體並びに和合の注意を 惹きつけ て氏は日本、「多くの團體並びに和合の注意を 惹きつけ て氏は野の要素が集つて我等の都市の少年を圍繞する幾多で此等の要素が集つて我等の都市の少年を圍繞する幾多で此等の要素が集つて我等の都市の少年を圍繞する幾多で地等の要素が集つて我等の都市の少年を圍繞する幾多で地等の要素が集つて我等の都市の少年を圍繞する幾多で地等の要素が集つて我等の都市の少年を圍繞する幾多

アメリカに於ける少年犯罪の減

(Less juvenile crime in the U. S

大都市に於けるクライム。ウエーブ(罪波)の襲來にも拘らず、アメリカ一般に通じて少年犯罪は減少しつよるる、とはニューヨークに於ける ナショナル・プロペーション・アツソシエーション(National Probation Association)の本部から發行せられたステートメントの報する所である。

赤た約三十パーセントの減少を見たのである。
 此の報告は我々がひどく惱まされてゐる問題に喜ぶべき光明を與へてゐるものであるが、十代の少年の中に配まれてゐないのである。少年犯罪の減少は二罪の增加したことを示してゐる多くのステートメンのよいに
 ばいのである。シカゴに於ても年前より三千件の減少を見たのである。シカゴに於ては十年前より三千パーセントの減少を見たのである。

ニューヨークの少年裁判所の裁判長にして且つ前記の

功であつたと云はれてゐる。 期を満了した少年並びに成年の七七、七パーセントは成 ジの多か は成功した觀察件數 (Probation cases) のパーセンテー の職務を監督するニューヨーク州のプロベーション・コ でゐる。州の全プロペーション、オフヒサー 少年犯罪に於て三十パーセントの減少を見たことを報じ ものゝ中で再び捕へられて矯正院へ送られたものは十八 ムミツションはっ 結果については毫も確信はなかつたのである。然し若し 業家は自分丈けに餘りに信を置き過ぎて、自分の仕事の 疑はなければならない場合も多かつたのである。社合事 業の價値を信じようと思つてゐる人々ですらその價値を ク市に於ける種々の機關によつて成された多くの社會事 ŧ ン紙は之について語つてゐる。「とはいへニュ セントよりも少いのである。然しながらニュ ンク・イーストマンやダゴー・フランクスのような罪人 つたことを報じてゐる。——即ちその年に觀察 過去の如何なる年よりも一九二三年に 觀察に付せられた此等の 1 3 1

(Literary Digest, January 10, 1925) を出したニューヨーク少年のその階級のために實際に價 ちば、彼等社會事業家は十分寬恕されても可いと思ふ」。 値のある何物かに爲されたといふことが分明になつたな 釋放者の國家保護

(Staatliche Fürsorge für entlassene Gefangene)

下に置かるべきといふ規定が設けらるべきこと、此二事 ともヘツセンに於ては釋放者保護の事件は國家の監督の 問題を共和國の法律で規定せらる」こと、さなくば少く に對する努力を政府に要求する案が州議會に提出せられ 這回獨乙共和國ヘツセン聯邦に於ては、釋放者保護の

(Deutsche Juristen-Zeitung

den 1. December 1924)

寄

減食罰は廢止すべし

(一) 減食の有害なるか否かが、近頃刑政の問題になつ ておるが、果して問題であろうか、減食が身体の健康 量の減少が証明するでなからうか、 に惡影響を及ぼすことなしと、斷言できぬことは、體

寸止 胺 は 個

- (二) 刑務所は何處でも、保健技師が其の献立の 食糧を給與して居るだろうか、 と考へる、果して各刑務所は毎日是丈のカロリーある 二千五百六十四カロリーを要することは、學者の一致 労働時間長き收容者は、約三千カロリーを要するもの する所である、(額田博士安價生活法参照)、左すれば 際に、常に其荣養量を研究し計算しておるとと、信吏 る、十三貫乃至十四貫の體量を要する一般勞働者は、
- (21) 三千カョリーの食糧を、二分の一とし三分の一と

精神病者並びに犯罪人の産兒防遏

(Unschädlichmachung gewisser Geisteskranker und Verbvecher)

shlechter Rasseelemente) ことを目的とするザック て害毒を社會に及さどらしむる (Unschädlichmachung したのであるが、遺度ヘツセン州に於ても、不良種をし き爲めに此點につき共和國刑法を補修すべきことを提案 に男性)をして産兒不能ならしむることの許可せらるべ し、或る條件を付して一定の精神病者並びに犯罪人(共 ンの筒の最も重要なる提案を共和國參議院(Reichsrat) (Sterilisation) の問題を研究するに至ったのである。 ライヒの維奈に 於ても 政府の官吏 並びに 各方面の學者 に提出されたのである。此の事に關しては最近エステル に於て極力支持すべきことを政府に要求する案が州議會 達 机 集 つて、 社會に危害を及ぼす 犯罪者の 産兄防遏 しその結果は尚ほ未だ強表されてゐない。 獨乙共和國ザツクセン州に於ては己に共和國政府に對

-(64)-

(Deutsche Juristen-Zeitung, den 1. December 1924)

- (四)減食罰は作業を休止しないで濟むから、良懲罰だ 見又は感冒に罹り易いでなからうか なからうか、左なきだに收容者は食物等の爲め胃加答 ものがあるとすれば、作業に却て大なる影響があるで るかを調査して居るだらうか、若し調査の結果左様な 胃加答兒を起し、感胃に罹つて休養を爲す者が何程あ と思ふのは誤解ではなからうか、減食罰を受けた者が して、二日乃至七日間續け、其の上作業に從事せしむ を受けて、身体の衰弱するは、當然でなかろうか、 る今日の減食罰は、苛酷でなからうか、減食罰の處分
- (五) 減食罰後に罹る病氣が、減食に原因するといふて 成食無害論者は此の如き研究調査を、したであらふか 過ぎはせぬか一割あつても寒心すべきでなからふか、 て、身体が羸弱となつたものが、幾割あるか思半 を調査したら、其刑又は前科の執行中に減食罰を受け 若し刑務所内で肺結核に罹り死亡する累犯者の身分帳 と出來ねにしても、多少之を助成するでなからうか、

(大) 機格甲で營養上等、及び機量十五貫以上の強健者ならば二三日位の減食制は、非後の經過によりでは生理的影響を與へないこともあらう然し體挌内、又は營養下等、或は體量十一二貫の者に「減食制の執行差支なし」と身分帳に記入する保健更員あるとすれば、大なし」と身分帳に記入する保健更員あるとすれば、大なし」と身分帳に記入する保健更員あるとすれば、大なし」と身分帳に記入する保健更員あるとすれば、大なし」と身分帳に記入する保健更員あるとすれば、大ない。

(七) 體格優良の者も、減食の精神的刺戟の爲に、精神上變化を起すことはないだらうか、意に反する機酸は、精神の變調を來し、食物拒否症狀を呈することはないだらうか、強食罰を受けた者が他の收容者と同時に、食事をたす際に、收容者間で同情等の爲に、飯又は菜の交換をす際に、收容者間で同情等の爲に、飯又は菜の交換をす際に、收容者間で同情等の爲に、飯又は菜の交換をする。とかないだらうか、之を嚴重に取締ることが徹底して居るだった。

からうか、又此様な反則の質例は総無であらうかの配給のみで、手軽なりなど、言ふことは出來ねでな

- (九) 被食罰は收容者の 最大快樂とする 食慾に對して方か、一の減食罰が次の減食罰、第三次の減食罰又は方か、一の減食罰が次の減食罰、第三次の減食罰又は居然罰を出す質例がないだらうか、
- 典へる為の微嗣と、疑はるいでなかららか、 ものとし靜寂の氣分を飲く、減食は主として、苦痛を ものとし靜寂の氣分を飲く、減食は主として、苦痛を
- (十二) 减食罰は、生理上より考へ、行刑の目的より見

て飲点ありとして、現に有害なりと論する保健官吏と、地方でした主張する刑務所長あるに拘はらず、共刑務所が何故減食の震罰を慣行するのだらうが、監獄法が所が何故減食の震罰を慣行するのだらうが、監獄法が、所が何故減食の震罰を慣行するのだらうが、監獄法が

(十四) 減食制不可ならば所長は其の申渡を止むべく、 見を付すべく、少くとも減食制を特別なる場合のみに 見を付すべく、少くとも減食制を特別なる場合のみに 果縮せしめねばならんでないだらうか、今日減食制の 甲渡を體格甲營養上等休量重き 者のみに緊縮する 刑 申渡を體格甲營養上等休量重き 者のみに緊縮する 刑 すして行刑上何等不都合ないのでなからうか、

「一五) 余は信ずる、現今の監獄法に於て滅食罰を行は(一五) 余は信ずる、現今の監獄法に於て滅食罰を行は

善人製造と保護の調節

中島卯太郎

四、結び者と社会の問和の、結び者と社会の問和

一、序

一般には何等の障りは無いのと、共和のととで今や善人の影談所であると考へられて居たのは昔のことで今や善人の製造所であると言ふ様に成つたである、総令哲理と實際と相背馳する、個々の事情は多である、総令哲理と實際と相背馳する、個々の事情は多である、総令哲理と實際と相背馳する、個々の事情は多である、さものであつて、之れが爲め一般抽象的の理と理さるべきものであつて、之れが爲め一般抽象的の理と唯、大陽の障りは無いのである、恰も大陽の照々として四方を照すも、時に浮雲の爲め光を妨げらるゝ事ありた難、大陽の清浄なるには何等の険りは無いのと、共和と難、大陽の清浄なるには何等の険りは無いのと、共和と難、大陽の清浄なるには何等の険りは無いのと、共和のと、共和のことである。

-(67)-

さて善人製造と言ふ行刑は何を以て左様に謂ふのである。と言ふのは道徳上の問題である、從つて此に所謂道徳なと言ふのは道徳上の問題である、從つて此に所謂道徳なを顧ない弊があつて、社會的の法律とは矛盾し背馳するを顧ない弊があつて、社會的の法律とは矛盾し背馳するとが出来ない、是非法律上の 善人製造で あらねばならな、併し法律も亦道徳の上に立脚して之を社會化したものに過ぎないから、個人に属する道徳も善人製造では滿のに過ぎないから、個人に属する道徳も善人製造では滿のに過ぎないから、個人に属する道徳も善人製造では滿の一員として自己を誤らず、他を害はず、円滿に共同。の一員として自己を誤らず、他を害はず、円滿に共同。の一員として自己を誤らず、他を害はず、円滿に共同。の一員として自己を誤らず、他を害はず、円滿に共同。の一員として自己を誤らず、他を害はず、円滿に共同。

を同うするのである。

二、行刑と釋放者の調和

鬼や角言ふべき言葉は無いが、若夫れ述べたるが如く善行刑最終の目的に就では、旣に學者の定説があつて、

人製造であるならば、先づ考ふべき事は釋放と言ふ事でれたる數期を有するであらうが、夫れは處遇の上の問題れたる數期を有するであらうが、夫れは處遇の上の問題常一入所第二執行第三釋放となるのである、時の經過は常に釋放なる、當然來るべき第三を受刑者夫れ自身も計量の上にも計量を爲さねばならぬ此点が苦心の存する所であるから、刑の量定を爲す裁判官に於ても愼重なる注意を挑ふの要がある、何故ならば刑期が長くても必ず注意を挑ふの要がある、何故ならば刑期が長くても必ずしも計量上適當とは認め難いと同時に、短かくては到底しも計量上適當とは認め難いと同時に、短かくては到底した計量に上らぬからである。

-(68)-

運動も乃至は微罰を科するのも釋放後を念ふが故に必要な、忘れてならぬが故に行刑中常に彼等の釋放後を考へぬ、忘れてならぬが故に行刑中常に彼等の釋放後を考へな、忘れてならぬが故に行刑中常に彼等の釋放後を考へ

るべきものと信ずる 慮して善人製造に餘念なき、情と熱と力とに因りて得ら

三、釋放者と社會の調和

善人製造は行刑の仕事である、併し出来上つた善人も刑務所の善人では何の役にも立ち難い是非社會に出でいる後、人として又國家の一員として不都合無き善人である、社方人夫を爲すべき者、奉公日稼を爲すべき者、中に於て釋放後入るべき彼等の社會と同じてある、そとで行刑なければ何等の價値が無いのと同じてある、そとで行刑なければ何等の價値が無いのと同じてある、そとで行刑なければ何等の價値が無いのと同じてある、そとで行刑なければ何等の價値が無いのと同じてある、そとで行刑な時職が違ふである者、人の上に立つて働く者若くは子弟を投過が違ふであらう、之等の者に對し一列平等の行刑は党遇が違ふであらう、之等の者に對し一列平等の行刑は党遇が違ふであらう、之等の者に對し一列平等の行刑は党遇が違ふである。或國の學者が行刑は文部省の管轄に移すする處であると極言せられたが、一應の理屈はある。投業をであると極言せられたが、一應の理屈はある。投業をであると極言せられたが、一應の理屈はある。投業を

他日に暖り、行剤と釋放者の割和は藍し釋放後の事を將 就ては幾多の事例を有して居るも、駄足の嫁があるから **発長の靈の働きで感應の伴ふことは宮然である、之れに** へても、徹底しそうな筈が無い、心あれば通すると と、自分は之れに反對である、何となれば、そう言ふ風 て終ふのみであつて、混亂した 頭には 到底這入らない に、役人の取扱や戒論は、通り一片の言葉として開流し ける血ーー。戻ーーは蓋し生涯を支配するであらう、或日 ふ立場の事を考へて、頭を悩ますのである、此刹那に於 からは釋放後の事、皈住地の事、職業の事、前科者と言 程適切有效のものは無いのである、彼等は釋放一月位前 の眞髓である、殊に釋放日の近き者に對する場合は此淚 に皈結せらる」のである、此血ー を生するのであつて、所謂血あり涙ある眞の行刑は此点 に聞流さる、ものであるとの信念の上に立つての血ーー く夫れは大きに違ふ、釋放前は種々なる空想に耽るが故 一此淚一 ーが善人製造

よのである。 は直接何等の效果は無い、此点が難義な處である、 上には直接何等の效果は無い、此点が難義な處である、 上には直接何等の效果は無い、此点が難義な處である、 となり期満ちて釋放せらる

が随分ある一度受刑して釋放し来つた者は、何處迄も惡が随分ある一度受刑して釋放し来つた者は、何處迄も惡ない、明ふた反動は遂に再生するのであつて、畏れ多くも賢き邊りに於かせられて生するのであつて、畏れ多くも賢き邊りに於かせられて生するのであつて、畏れ多くも賢き邊りに於かせられて生するのであつて、畏れ多くも賢き邊りに於かせられて生するのであつて、畏れ多くも賢き邊りに於かせられて生するのであつて、畏れ多くも賢き邊りに於かせられて生するのであつて、畏れ多くも賢き邊りに於かせられて生するのである。に拘はらず今尚冷酷沒義道な地方を牽休すべきである。に拘はらず今尚冷酷沒義道な地方を牽休すべきである。に拘はらず今尚冷酷沒義道な地方を牽休すべきである。に拘はらず今尚冷酷沒義道な地方を牽休すべきである。に拘はらず今尚冷酷沒義道な地方

人として共郷党に足を入る、を許さぬとか、相手にせねとか、極端なる考を以て居るは遺憾である、併し乍ら悪者に向つては、相當理解を持て貰ひたいものである、決の向つては、相當理解を持て貰ひたいものである、之等の向つては、相當理解を持て貰ひたいものである、之等の向つては、相當理解を持て貰ひたいものである、之等の向つては、相當理解を持て貰ひたいものである、之等の向した、何人と雖、潔とせざる處であらう又一面に於なもので、何人と雖、潔とせざる處であらう又一面に於なもので、何人と雖、潔とせざる處であらう又一面に於なもので、何人と雖、潔とせざる處であらう又一面に於なもので、何人と雖、潔とせざる處である。一十共のものとは別にして見て貰はねばならぬ、誰やらが――共罪のとは別にして見て貰はねばならぬ、誰やらが――共罪のとは別にして見て貰はねばならぬ、誰やらが――共罪を悪むで其人憎まず――と言つたのは即ち是である。

-(70)-

只生活問題に止まると謂つて差支へない、併しそれだけつて一般人の求めつゝあるが如きものを求めて居ない。の上に重傷を負ふて居るから、共希求は比較的單純であの上に重傷を負ふて居るから、共希求は比較的單純であ

使等は危険性多きものとなるのである、一朝社會が冷酷なる取扱に出づれば又は生活の道を恋ふに於ては、名譽なる取扱に出づれば又は生活の道を恋ふに於ては、名譽ある、斯くすることは釋放者の爲と言ふより、寧ろ社會ある、斯くすることは釋放者の爲と言ふより、寧ろ社會ある、斯くすることは釋放者の爲と言ふより、寧ろ社會もの。爲めであることに理解を得たいのである、若夫れ自身の爲めであることに理解を得たいのである、一朝社會が冷酷なに優麗するならば、釋放者と社會の問和は期せずし

四、結

そ、徃々に見受くる、之郷を仔細に調査するに、社會のと、養人製造上些の 遺憾なしと認め釋放したる 者にしじ、善人製造上些の 遺憾なしと認め釋放したる 者にし

後義道なる優茂、排斥、脈追、に堪へ乗ね、遂に世を果液なみ、自暴自薬して再び犯を累ねるに至つた者である未成品のま、期満ちて釋放せられた者か、円満なる生活に入り、立派に而も成功して居るのがある、處が之は前に入り、立派に而も成功して居るのがある、處が之は前に入り、立派に而も成功して居るのがある、處が之は前に入り、立派に而も成功して居るのがある、處が之は前に入り、立派に而も成功して居るのがある、處が之は前に入り、立派に而も成功して居るのがある、處が之は前に入り、立派に行う関する。

派ゆるの観あらんか。 と社會との調和を今少しく円滑ならしめば蓋し錦上花を を社會との調和を今少しく円滑ならしめば蓋し錦上花を と社會との調和を今少しく円滑ならしめば蓋し錦上花を

大森洪太

ども、其の六十一個所の刑務所の在所者總

るそうだ。恐らく小さい刑務所だららけれ者が一人しか居ない刑務所が六十一個所在が好いと云ふ話だつた。目下帰闢西に受刑

には僻易したと 見えて漸く 陣地を撤退し の或州では秋の末になると乞食が大勢政職 頃佛蘭西に在つたと云ふ事である。南獨逸 なると、こちらも此の病院を引き揚げなけ を止めないやうになった、敵が退却したと た、發病後五週間で、身體の何處にも痕跡 する、乞食は悉し禁錮三側月に處せられて の前に集まって大公に對して不敬の言を弄 永し置いて貰い度いと嘆願した満期囚が近 やな所だ其の避病院以上にいやな刑線所に ればならない。難病院は刑務所に次いてい られると乞食の連中は暖い春の日影で日和 る、其の年の秋も更けて肌寒い季節になる 丁度樹々に若芽の崩え出す頃に放免せられ 低つとをする、一般に厄介な手合である、日 と又やつて來る、矢張禁錮三個月で放免せ 流石の猩紅熱も腰を据えて掛つた持久職

角、廣い世界のどこかの一角には、入所志 ふ、これは支那某大官の直話である、兎に 成程それは 完全なものだと 激賞したと云 を外れて居るやらだけれども、)大総統は 答へたところが、八此の答は一寸質問の焦點 在つて、そこは旨く出來上がつて居ますと 法官は不逞な輩に對しては、減食の方法も 舉らないではないかと問うた、そこで、其の 方が住み好い云ふ事になつて、懲罰の質が 總統が、左様に優遇せられては、刑務所の て、當時四百余州の覇權を握つてゐた袁大 本の行刑制度を視察した支那の法官に對し るやうだ。刑務所と云へば、英吉利で三つ 在所嘆願者は夫等とは少し趣を異にして居 願者も居るだらうが、前に述べた佛蘭西の 所を一つ解放して、住宅難の連中(尤も少 來た觀があつた、現に數日前も郊外の刑務 角車馬敷膠の港から寒煙立ち罩めた孤村へ てどうも建物が廣過ぎると思つた、倫敦の 前科者ではありませね、) にも 人数に比べ 常に減少したと、云つて居た、紫人目(私に 四つ見せて貰つたが、何處でも在所者が非 ふ事で、廊下がたゝぎだから、洗濯に都合 々家賃は取るらしいが、) に供給したと云

ぎた、從つて刑務所の制度設備一切の事が

ると云ふ。要するに受刑者を憎む時代は過人に可愛がられて、幸福な日常を送つて居

-(72)-

受刑者本位に發達しつゝある南洋の或島で

所では(勿論日本も左様だが、) 之れと甚し

的な刑務所であろう、多くの文明國の刑務

偲ばれるやうな話だが、之れは今日最原始迄はいつ迄も其の線の中に居る結繩の世も

中が則ち刑務所である受刑者は許可の下る

此處から外へ出てはいけないと命ずる線のな併し更にそれよりも簡單なものを拵へては砂の上に線を引いて同向院の土俵のやう

ろに依ると其の一人宛の受刑者は孰れも役 美談であらう、佛蘭西官蔵の發表したとと 美談であらう、佛蘭西官蔵の發表したとと が事は決して名譽な問題では無い、此の六 計六十一囚の話の如きは、正に返時の

SER E O THE

意

必要な事だと辯解したがそれはお取り上げ 調に流れるのを防止する低めには、之れも なりと云ふのである刑務官は獄内生活の單 を凝致するは、法廷の権威を胃瀆する所業 理由は裁判所の命じたる場所以外に受刑者 は兎角宜しくない、其刑務官は闘金五百圓 **に**處せられた、件名は法廷 侮辱罪で其の 化所謂人間萬事塞翁が馬で、跳ね廻つた後 てダンスに出掛けて大に跳ね廻つた、然る の刑務官が綺麗な女受刑者二人を連れ出し 州の政刑務所に起つた出來事である、其虚 る、少し極端に流れて、結構過ぎる喙も開 **憎しま ないのは、誠に結構な 事である尤** て種々の施設を試み、互額の國費を投じて **イ受刑者の傷善保健の爲めに、各國相競つ** 見て歩くだけでも、一日は十分費される斯 あつて大きな工場も在れば、立派な病室も いた、それは一と月余り前に米國イリノイ 職な氣分の漂ふ教會堂も在つて、一と通り 在る、内容の光質した間書館も在れば、嚴 で、其の組織は極めて復雜で

1

役所へ勤めるやらになつてからは、二年に 一度、三年に一度と云つた工合だが、今で 暇の外には郷里へ歸った事が無い、それも づ懐しかつた、中學校へ入つてからは、休 た、だから 子供の時には郷里が何よりも先 たから、少くとも家庭の内では龍見であつ な經驗は 屢々有る、私は所謂獨り 見だつ (名残が惜しまれるのである。私には斯様 も拘らず、扨愈々退院するとなると、何とな 厄介に成る事は真つ平御免である。それに の垂橋から脱出し废いのである二度と再御 私は避病院が好きでは無い、一瞬も早く此 な。まだ二三日は居ても宜いと云つたやら と云ふ今夜に なつて何だか 別れ難いやら る。只々開金五百圓の點だけは慥である。 圖書室には米國行政法の参考書が一肋も無 戒罰もあつたかも知れないが、生惶病院の にならなかつた、其の外に官紀に闘する然 な、妙な願望の念に充たされて居る。勿論 いから、一寸此處では調査が不可能であ 話は脱線したが、私は明朝遊病院を出る

やうになるのは、人間共通な事実ではある。 **く居れば、自然に其の處に愛着の思を抱く** 場の周圍を低回して、泣いて居ると云ふ事 に親和の情を覺えると同様に、同じ處に長 ある、同じ人に長く接すれば自然に其の人 である之れは或勞働通から聽いたところで 間際になると、迎の者の目を忍んで獨り工 の者が來て、いざ引き取られて歸ると云ふ く國へ歸り废いと悶えて居るが、國から迎 い誘拐者に隣されて來た女工が、一刻も早 て、同じやらな事を外の人からも聞く、惡 だろうが敢てそれ ばかりでも 無いと見え **氣持になる、正に矛盾である、矛盾ではあ** 休暇になると、飛び立つやうに郷里へ降り 見た事が無い、左様な灰第だから、學校の (それは私の郷里です、) である東京の夢は 想は勿論私の因循疎懶の性分に基因するの るが事實であった此の撞着した不徹底な感 になると、妙に其處を出るのが辛いやうな 度くなつたものだが、愈々歸ると云ふ刹那 も夢を 見ると、其の背景は 必伊賀の山村

の研究は醫科大學に專属しては居ないだらる其の病名は第四百四銭以上であつて、其

遊英罪人も 罪覚するに社会い 病者であ

だと云ふ事があった。思ふに私の退院の際 ではあるまいか 別はあつても、矢張同じ総略に属するもの の内容に精疎の差はあつても程度に厚薄の に於ける不可思議な哀別の思も、感じた其 やらな意味合の下に、草木山川も養し有情 らな事がある、ウーラントの散文にも同じ も犬の心情も全く互に融合すると云つたや 見えるやらに思はれる、斯くて自分の境地 も犬の銀分がわかり、犬にも自分の心持が のだがお互に暫く見つめて居ると、自分に つめて居る、自分も犬も囚より吠つて居る だやらに舒かである、其の関寂の裡に於て には風が荒れ狂つて居るが、家の内は死ん 自分と犬とが寂しく部屋に残つて居る、外 いか、ツルゲネフの小品に、冬の風の夜、 に、或はそれを超えて、起るのではあるま 又は場所に對する 執念は、好惡 愛憎の外 ましからざるものであるにもせよ、其の人 まいか、そして、総令其の人又は場所が好 自分は犬を見つめて居る、犬も自分を見

受刑者は丹び刑務所へは来ないだらうから 賢も御存じ無い事と恐察する、蓋し左様な 刑者があつたとしても、それは寧ろ典獄諸 に満期放免の際に深く別離の情を感じた受 る同情の含めのみであららか、兎に角、假 明ち本質に異な人間になるだららからこ のみであらうか、後ろに残った仲間に對す するそれは果して、捷利を誇る快感のほめ して刑務所の方を扱りかへつし見たと假定 者が塀を越えて場外へ川たと假定する、 を起しはしないだらうか 故に 兇暴な破職 ある以上は、人間として叙上のやうた感想 ないが、受期者は勿論人間である、人間で 遼つて、刑務所を工場や避病院に牽聯して 考へる耶が甚しく遊戯的に失するかも知れ よ、刑務所と比較するのには余りに程度が それが 好ましからざる 場所であるにもせ らないものだらうか、工場や避病院は総合 に、矢張別離を惜しむ一種不可解の情が起 期になつて 放発せられる當日か 其の前夜 そこで又刑務所の話に立ち歸る。愈々諸

(大正十三年十1月十八日)

とろでは無い。

過ごした事の如きは、何勢寸毫も惜しむと は大きな獲物であつて、三十余日を窮屈に 情を解し得たとすれば、それは私にとつて 若し真に些少でも私が今として受刑者の心 刑者の心情を解し得たやらな気持になる。 は監がせられて居たのだ、私もいくらか受 的の病人だ病人たる事は同様で、そして私 職する、私は身體上の病人で、銀人は社會 る快感は五躰に漲り亘つて、飲喜の念に跳 の哀別の思に妨げられ乍らも、解放を受け 張何と云つても退院するのが嬉しい、一株 ねばならねと云ふのでは無い、今の私は矢 かしめて、景色の好い所へ避暑避寒にやら と雖、罪人も病人であるから始終美食に飽 は共の社會的の病氣に罹つた人間である私 らが、犯罪は社會的の病氣であつて犯罪人

我等の英語

かんごく改良―――

ブリズン・リホーム(Prison Reform)

欧洲の刑事界に改良運動の漸く盛になつたのは所謂を明史上の啓蒙期("Aufklirungszeit")「Enlightenment")と稀せらる、十八世紀の末からで立って、夫れまではローマ時分から中世へかけて、刑事に關しては文明は何等の進步を示さなかつたのである。刑罰は不公平で犯罪の性質よりもむしろ犯人の身分に従つて定まつたのである。その方法は愛忍で野蟄かに従つて定まつたのである。その方法は愛忍で野蟄かに於ける拘禁の如きは重きを置かれないで、「牢獄はアンルが、置いために存在するもので、刑事が利力のためでは新聞のために存在するもので、刑事が利力が、

英

0

をすら生み出し、刑法は社會的秩序維持の範圍を踰へ 智見を壅蔽してゐた宗教上の迷妄偏見は 想像上の犯罪 わたと言つても可い程である。 て、人間の良心の領分にまで踏み込んでわたのである。 有つてゐるもので、人類の思想史に最も目さましい運 の改革運動は急に目覺めて來た民衆の自由思想に根を て改革を募ふ强い運動が起つて来たのである。質に此 と日つた。 日常生活の取引に及ぶまで、到處に哲學は侵入した」 であつたのである。文學者で政治家であつたフランス で、理性と人道 の二つの観念に基いたず 理 的な運動 動として知られてゐる 啓蒙 運動の一現象に過ぎない フランス革命前の當時の世州を評して、「政治法律より のピイルメーン Francois Villemain (1790-1867) は 自由思想と因襲との猛烈な闘争となつて現はれたも のである。此の啓蒙運動は社會生活の各部面に耳 然るに、十八世紀の中頃から観察な行刑制度に對し 而して其の 當時の人の って

來の行刑制度の非を鳴らし、改革の案を提げて、起つた あつた。ベッカリヤは始めて死刑、肉刑、拷問其他舊 of distross")と稱せられたもので、眼た」くひまに and Penalties") の一論文であつた。此の論文は「人間 Casare Beccaria (1735—1794) の「犯罪並びに刑罰に 足りない。その聲の痛烈を極めたものは、一七六六年 たのは全くフランス革命の賜物であった。 ヒュマニテイの要望の 宣言を 起草したものと の人心を動かし思想慣習に影響すること非常なもので の良心のどん底より發せられた痛苦の叫び」("a Cry の行刑制度に對して反抗の叫びを揚げたのは怪しむに 言へるのである。然しながら此の改革思想が實現され のである。實に彼は暴虐なる當時の行刑制度に對して 幾版をも重ねて、歐洲の各國語に翻譯せられ、當時 へらい」("Dei delitti e delle pene "-" On Crimcs に公にせられた イタリヤの貴族ケザーレーベッカリヤ 此の思想運動が野蠻、殘酷、不公平を極めてゐた當時

起るべき革命は遂に勃發した。 一七八九年七月十四 そのは全くフランス革命の賜物であった。

古きフランス亡びて新しきフランス生まれたる日とし のである。フランス國民はバステイユ 陷落の日を以て わた彼の石の如く冷いカントさへ

驚喜の眼を輝かした 淋しきケニッヒスベルヒの大學で 哲學の先生をやつて 歐洲の隅々へまで響き渡つた時は、バルチック海濱の イユの奪取」("The taking of Bastille")の 歡聲が 此の一事を以ても知ることができるのである。「バステ に久しく。巴里市民の嫌忌恐怖の的となつてゐたかは、 無道壓制のシンボルたりしバステイユの牢獄 が如何 巴里の南郎に蟠居してゐたこの城塞へ向つたのである つや、期せずして萬口一齊に、「バステイユへ、バステ 民のルイ十六世の爲す所に堪えず遂に武器を執つて起 ステイユの牢獄はもろくも 陷落したのである。 巴里市 日フランスの國民の怨恨の府となつてゐた 恐ろしいべ て、七月十四日を國祭日と定めて祝つてゐる。 イオへ」("To Bastille! To Bastille!") と曰んで、

改良家)デオン●ハワードがゐた。 (つょく)ングランドには有名なプリズン●リホーマー(かんごく)、欧洲大陸に啓蒙 運動の盛んになつた頃、恰も其時イ

統計

大正十三年十一月中入出所並月末在所人員 (4 4 数)

	-				#	勞役場	刑事	受	
	考	-	計	-	_	場留置者	被告	刑	
	4	計	女	男	兒	者	٨	者	
刑事	內朝	元、九二	空	老、也!		=	ニ、人交	宝、公四	越員
刑事被告人 男一三人	內朝鮮人受刑者男 三一八人	=	=	=	^	杏	奕	公	員
A H	文刑者	九,0四	(A) (A)	4		3 10	=	Æ	A
2: =	男	9	=	へ、五三〇	+	云	三、三九九	五、三七四	所
	Ξ	^		^			=		出
北	八人	4.4.4	为	ヘニカ		圭	三、	八九三	所
木合衆國受	刑事被	元、二四六	办	ラ、 六二	81	一五三	- NOE	三六、二七五	現員
北米合衆國受刑者男 一人	刑事被告人男 三	ラ、		毫、 卷1		一	二、公	宝、八四	現前月末日
人類西西	三六人支	ij	1.1.4	四、二克	n.	INI	三、六〇七		末日年月
第四亞人受刑者男	支那人受刑者		=	=	11	Δ =	△ 	厾	前月比較
	六八人	Δ	Δ	Δ	100		Δ	Δ	前、
一人办り	ì	△ M'100		一个公	-	-	8	A N' NOM	前年被比較

			Œ																								#									t						
植秋田刑務所長植念島刑務所長	補押府刑務所長	補於對刑務所長	補三池刑務所長	補關問刑務所長	補岐阜刑務所長	五級俸下賜補市谷刑務所長	補神戶刑務所長	補京都刑務 長	補豐多摩刑粉所長	四級俸下賜袖札幌刑務所長	補宮城刑務所長				司 表 产业 4		- 大型技術教育學院的	-	■ はないのないないないがのはい事	九級俸下賜	七級俸下賜		-		六級作下賜	四級像下賜		のがおがつ風	无数件下品	七級修下屬	M	M	M	M	六級作下點	五級俸下點	三級作下賜	二級作下賜	三級俗下賜		愈	7
同同同	同同	同同	同	同	同	同	同	同			典獄	同	同		同有	P	ı p	同	M	F	同	同	同	同	保健技師	典獄	同间	n i	F 5	* 情	同	同	同	同	同	同	同	同	典獄		-	-
蘇居 唐(旭川) 安蘇賴男(頻路) 安蘇賴男(頻路)	本源次郎小	兒鳥三郎(高知)	原公平(佐	藤惣)II -	秋山 要(前和)	南於 苑 古(甲	田 高 創(和歌	野数枝巾	非勇松(岡		岸邊八小	島 文太郎(松	邊 藤 吉(長	川添敬三(神多摩)	3	はは三年	而水玄痴		E S	野安女	矢	大草東三郎	木	大 串 榮太郎	部	邊播太	,	# L	是山石市及	: #		-	赤城一堆	奇籐敬二	小橋川昭慶	山川一郎	**			1	一 一 日本
七級俸下賜大勝刑務所勤務ヲ命ス七級俸下賜郝小田原少年刑務所長任典獻補叙高等官七等任典獻補叙高等官七等	下賜祈枥木支瓜長和叙高等官七等	七級体下四集鸭刑務所勤務ヲ任典賦袖寂高等官七等	F 4	政馬亭下七亭	七級率下場品間刊榜所動務可任典都組織高等官七等	佐下眼神福井	獄補叙高等官七等	新潟刑務所長心得ヲ命ス	七級俸下賜何浦和支所長	補旭川	七級俸下陽補小倉支所長	補北區支所長	補鳥取支所長	刑務州長心得ヲ命ス	補札幌少年刑務所長	補佐賀支所長	整岡支 · 長	補和歌山支所長	補久 韶米少年刑務所長	1	九級俸下賜	七級條下賜	- 10	H	六級俸下賜	PI			同		m 1					THE TAX ST. ST.			MARKET SECTION AND AND ADDRESS.		· 网络人物 · 马太九	
新ヲ命ス	新守長	命ス司法屬	,	a	命元同	1	看守我	同	同	同	问	同	同	同	同	同			9 科	ŀ		0 10	I III	同	数師師	M	同	同	同	阿	PI I	同				I A	I III		同	同	同意人员	网
和戶	100	長公	3.7	1	*		永	JII.	摩	4	飯	荣	A	柯	波	森	4000	* t			8 8	*	7	尾		酒 #			_	100				# 1	3-17			竹竹		松加	*	衆
田 田 出 岩 作 雄 造	政之	長谷川鑓太郎	1 1	n E	口等之以		被微微	村 灰 郎(名古屋)		澤政郎(函館	島藤作(長野)			地幸作棒太	邊 播太郎(網 走)	為 古(片淵支所)	1	F 大 即(北隅支所)	明			11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	打陸位	· 静	居大國	并代三男	E M	谷 静 夫	侯省一郎	林大寨	川浩一	-		川桂太郎	2 有 3	川原文		內外	野野之山	高。	川良貞	四条墓

									Œ																								4	•								-							
意味が一川は、	小田原少年刑務所勤務ヲ命ス	横濱州務所勤務ヲ命ス	顧島刑務所勤務ヲ命ス	千葉刑務所勤務ヲ命ス	字都宮刑務所勤務ヲ命ス	· 本子交易於 2000年	浦和支所勤務ヲ命ス	小菅刑務所勤務ヲ命ス	梅木支所勤務ヲ命ス	市谷刑務所勤務ヲ命ス	專任看守長給四級俸	千葉冊務所物務ラ命ス	市谷刑務所夠務ヲ命ス	長崎刑務所獄務ヲ命ス	賜緒川越少年刑務所長	任典默叙高等官七等七級作下	七級俸下賜補高知刑務所長	在他歌高李宫七李	二級棒下楊埔字都等門亦听是	少年刑務	教書師二任ス	岡山刑務所勤務ヲ命ス	名古屋少年刑務所勤務ラ命ス	複粒形教房野親ラ命ス	札幌刑務所動務ラ命ス	信納刑務所領越與支別蘇我了命	E	鹿兒島刑務所勤務ラ命ス	信島刑務所勤務ヲ命ス	山口刑務所勤務ヲ命ズ	山形刑務所勤務ラ命ス	集鳴刑務所勤務ヲ命ス	高松刑務所勤務ヲ命ス	価館刑務所勤務ヲ命ス	金澤刑務所勤務ヲ命ス	前橋刑務所勤務ヲ命ス	扇島刑務所勤務ヲ命ス	福岡刑務所動務ヲ命ス	京都刑務所勤務ヲ命ス	宮崎刑務所勤務ヲ命ス	保健披飾二任ス	十級俸下賜篠島刑務所勤務ヲ命ス	开起问题教艺	的多行为	爾館刑務所勤務ヲ命ス	户来传了见着图则/公别 是 户		七級俸下賜補富山支所長	
	M	M I	同	同	M	M		同	看守長	5	具微通器	同	同	看守長	i ij	同	10	t t	檢事	所勤務习命	教誨師	同	同	同	-	*	P	M	Ħ	同	同	同	问	阿	同	同	同	同	同	教誨師	同	命任	命ス	勝軍二等軍器	典犯過言	t t	是同	看句最	-
- 4	長谷		۲	摩	m	夏 1	4	7	Щ	198	i d	島	渡	北	1	向	7		吉	7	脇	平	4	15	松	17	*		小	+	摩	大	I		畠	井	赤	本	ф	教	ф	1	+	4	ı		ф	ŧ	
	谷川	N :	部	F	(P)	本		m	M	47	*	斯	外	M	-2	4	*		M		坂	Щ	m	內	H	11)	#	澤	Щ	輪	林	村	松	笠原	Щ	Ŀ	稻	多	B	Щ	家		Ł	Щ			鳥	*	=
	源	大	9	-	太	高	E :	太	嘉	i	tt	哲	Ξ	I		教と	七太	12	三雄司	平具		清	#	繁	嘉	19	*	精	啓	英	E	晚	招	覺	圓	謙	Ħ	義	博	祐	档	1	9	保治郎			利	d	2
	作	大水水	味つま	仁一郎(唐	素太郎八浦	高峰(清	在	太郎(書	市(横	1	りつ質	馬(横	郎(集	民(集	少	り	七太郎(嗣	200	司	100	晃(礼	一个	彦(分名	光	郎仙	-1%	然(盛	雲(小	亮八島	性(姬	教(少年	心礼	雪八浦	雄(旭	第(集	敬(盛	之八函	圓(高	行(前	警 佐	治へ大	1	古中の一	郞		2	古	ż	•
	H	k 2	15	W.	00	F.			0			-	30	果	F	n ·						小.	少者古	岩國		ı	岡	*		200	少名古	1 製								Lat.									
	所	2 :	2 (行	和人	n t	11	An i	9	2	3	3	感	3	年	K	#	2		0	幌	倉	古屋)	光(岩國少年)	2	ı	岡少年J	倉	取	路支所)	年夏	幌少年	和し	U	8	M	館)	松	橋	賀	尹	्	*						
	腹角刑件所制務ヲ命ス	按阜門條所助務平會之 III	金澤門等所助がある。		名古屋刑務新勧修え命ス			名古量刑務所動終ヲ命ス		久留米少年刑務所勤務ヲ命ス	補上京區支所長	補京町支所長	岡崎少年刑務所勤務ヲ命ス 同	高松刑務所勤務ヲ命ス	補用邊支所長	三重刑務所勤務ヲ命ス	名古屋刑務所勤務ヲ命ス同	同門遊遊園由地方與事問題務又同文	和歌山支所勤務ヲ命ス	鐵路刑務所勤務ヲ命ス	が見してきる。	神戸刑務所勤務ヲ命ス	神戸刑務所勤務ヲ命ス	旅路少年刑務所勤務プ命ス 同	字都宮刑務所勤務ヲ命ス	19.4%		職岡刑務前勤務ヲ命ス	宮崎刑務所勤務ヲ命ス	ヲ命ス	整岡少年刑務所 保健技師		1	十二級奉下場公山刑務所勤務ヲ命ス - 保健技師ニ任ス 同	十級修下賜長野刑務所勤務ヲ命ス	保	千葉刑務所勤務ヲ命ス 同	小菅刑務所勤務争命ス 保健技師	免本官 司法屬兼典獄補	免本官 通譯兼典獄補	免本官 司法屬兼長野刑務所典獄補	福岡刑務所勤務ヲ命ス		一級拳下妈前岡山刑務所長 判事任典獻叙高等官四等	所令	生典歌甫叙高等官七等	市谷刑務所動務ヲ命ス	非武马所来和了看之 行政裁判所書記	なりと「たちラウス
		A T			- A	1 1		0 1	R 1	H	作券	非	菊	Ħ	森	古	森	宫	M			石	多田職	#	官		*	左	樂	40	小	8	高	清		南	膏	古	藤	寺	飯		4	井	,	H		信言	
4	F 4	B	3						3	8	谷贵	開	池	村	H	宅口	0	H	201	松	441	井			F		H	座	田	01	野	# 4	ă ·	7		澤安	-	矢	井	澤	島	10	#	桁	24		14	100	3
1	1 4	取头贯(周	3 700	5 B	三 大郎 日	F DOCE	传三 政(旧	1	n -		DR.	4	卯	邪	131	房之助(同	藤柳	長之助へ同	三	直	松之	定	#	松太	啓		果	**	7 3	1	三郎(盛	建二		16	28.1		知士	新助	聯	政郎	本	12	4	貞	1	11		周天郎	*
1	在日	A	í	1 1	i in	1	1	-		1	7	文四	岡	=:(德	打四	四〇回	松(同		かり	何知	即の観	到一個	40%	()	作(前		致	調	藏(佐			信介京	九八萬	1100		雄○長	夫(富	助(横	藏(集	西)如		,	H	男	1	払つ市		- 1	Ē
	Coam			ų	!			,		2	常三郎(宇治山田	生(四川市)	畸支		3		th		標三郎(和歌山)	清(和歌山)	松之助(譽岡支所	定助「姫路支所」	喜 平(姬路少年)	松太郎、姬路支所			應(久留米)	藏《福岡少年》	*	を	岡少年	想!	TI.) I	i.	1	H	8	13	館			水(刑事局)	貞 男 山田區	4	•		8	茂 憲(臣路少年)
					R				200	. (9	$\check{}$	所	٠	3	•	٠	•	0	0	所	所	生	所	横	п	~	き	۲	U	年	•	•	•		~	٠	Č	٠	٠			'	阿區		_		5	E
		-		it	X	500		10000			100	-	81	-					Separate Sep		1																-4	80	-										
				調		11 A.				3.3										1																													

	4
在裁判所書記録看守長給四級 作主教判所書記録看守長 在裁判所書記録看守長 在裁判所書記録看守長 在裁判所書記録看守長 在裁判所書記録看守長 在裁判所書記録有字長 在裁判所書記録有字長 在裁判所書記録有字長 在裁判所書記録有字長 在裁判所書記録司法屬 在裁判所書記録司法屬 任裁判所書記録司法屬 任裁判所書記録司法屬 任裁判所書記録司法屬 任裁判所書記録司法屬 任裁判所書記录司法屬 任裁判所書記录司法屬 任裁判所書記录司法屬 任裁判所書記录司法屬 任裁判所書記录司法屬 任裁判所書記录司法屬 任裁判所書記录司法屬 任裁判所書記录司法屬 任裁判所書記录司法屬 任裁判所書記录司法屬 任裁判所書記录司法屬 任故,教俸 中京地方檢事局勤務 任在数判所書記录司法屬 任在数判所書記录司法屬 任在数判所書記录司法屬 任在数判所書記录司法屬 任在数判所書記录司法屬 任在数判所書記录司法屬 任在数判所書記录司法屬 任在数判所書記录司法屬 任在数判所書記录司法屬 任在数判所書記录司法屬 任在数判所書記录司法屬 任在数判所書記录司法屬 任在数判所書記录司法屬 任在数判所書記录司法屬 任在数判所書記录司法屬 任在数判所書記录司法屬	周
問 同 同 同 同 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	胃胃胃 医
	等 本 看 () () () () () () () () () (
月	川越少年飛務所勤務ラ命ス 同 同 同 同
安安 長長 長	長 課 山中 西 江 井 武 關金 宮末稽山橋 克毛山高石
野	四年

-(83)-

村七級俸

月俸七〇剛給與

夫(町

給七級俸

月俸五七圓給與

静七級俸 静七級俸	月俸六○回給與	月 俸六〇 側給與	月作六七四給與	月俸六三間給與	同 給七級俸	月俸七〇個給奥	月俸六〇個給與	月俸六三間給與

新之助(同) 政文郎へ同) 朱太郎(何) 一郎、松 太郎(同) 大〇長 竹(松 秋(同) 治(周) 樹(鳥 一(佐賀) 一(画) 長(律山支所) 松(回) 郎(同) H 給九級傷

月俸六七間給風 給七級俸 月俸五七回給 給六級俸 月作六七间給 月俸五七圓給與 給九級俸 給八級俸 給六級俸 月俸六七间給取 月俸六三調給與 月俸六七圓給 月俸六〇圓給與 給七級俸 月佈六〇四給與 月俸六三圓給與 給七級俸 月俸七〇個給與 月俸六〇個給與 月俸六七圓給與

月俸五七脚給與 月俸六三個給與 月俸七〇圓給與 月俸五七圓給與 月修六七與給風 月俸六七回給風 月俸六つ開給與 月俸六七與給與 月俸七〇間給與 給九級作 月俸六〇間給風 月俸七〇副給與 月俸五七個給與 月俸六三回給與 七級俸 俸六七圓給與 俸七〇則給與 俸六三圓給與 俸五七個給與 墨市 荣三郎(神 孫次郎(同) 松太郎(姬路支所) 勇一郎(河) 松次郎(同) 定 助(神 一八大 治(同) 古(同) 親(京 吉(北區支所) 伯公松 (画) 西 給六般俸 月俸六三圓給與 月俸六三圓給與 月俸六七圓給風 給七給俸 月修六七圓給風 月俸七〇圓給頭 月俸六〇圓給風 月俸六七圖給與 月俸六七個給興 月俸六〇间給風 給七級俸 給大級條 月俸七〇腳給與 月俸六七圓給與 月俸五七個給與 月俸六○圓給與 月体六〇間給與 用你六七個給與 月俸七〇圓給與 計調量展

政大郎(富 吉兵衛(同) 源三郎(配 三 拾(金 三多(國) 之永C回) 十郎《高 太郎八同) 太郎(前) 助(三) 大の高い 背(同) 兩(名古屋) 1(版 市(鞍 市(山 馬(廣 吉(高山支 市(同) 0 知 0

-(85)-

船七級俸 月俸六七圓給與 月俸七〇調給風

物次即(釧

惠(同)

信

松(銅

助(同)

一(同)

次(網

給六級俸

月俸六〇回給風 月俸七〇回給里

佐四郎(加

治(旭 文八函

月俸五七四輪里 給七級俸 作五三四輪興

本

末太郎(帶廣支所) 重(名古屋) 操(姬路少年) 郎(岩國少年 太

雄(大舘支所) 月俸七〇圓給與 **射俸五七圓給與** 北越衛子

始(何)

月俸六七個給與

俸六三

俸六○圓給風

森

法

158

令

寬(札幌少年)

1 大変の関

大正 十三年十二月二十四日 司 法省行刑局長通牒

1 2

月俸五七間給與

次郎(同)

治(同) 吉(札 吉(同)

郎(札

治小

御支所)

館

月俸七〇間給與

月俸六七興給庫

月俸七〇個給務

修五三四給風

月俸五 七個給與

ヲ拂ハレ度殊ニ從來病者及死亡者ノ處遇ニ就テハ精モスレハ醫務 亡者へ勿論水平者同人等ノ取扱ニ對シテハ特ニ一層綿密ナル注意 注意ヲ拂ハレ常ニ遺憾ナキヲ期セラレ候儀ト 惹起セサル樣御注意相成候樣致度候 サルニ村各掛協力一致以テ萬全ノや遇ブ游セラ キタル語ヲ免カレ雖キ大第二付将來各所共一般收察者ノ病者及死 ルニ過キサル次第二外ナラス侯へ共畢竟當事者ノ用蔵ニ問到ヲ飲 ロノ爾刑務所二於テ物議ヲ惹起セル實例有之右ハ些 死體取扱等ノ瑕達ヲ理由トシ猜疑ノ眼ヲ以テ揣摩憶測ヲ遑シクセ 一般思想ノ惡化ト共二適々水平社同人ノ死亡ノ原因二村市谷、 刑務所長少年刑務所長宛 文書、戒護等ノ各部間ノ連絡區々ニ渉リ遺憾ノ点少テカラ ノ病者及死亡者ノ取扱ニ對シテハ從來各所共夫々周到ナ 收容者,病者及死亡者, 取扱二鵬 シ注意ノ件依命通牒 ハ存シ候へトモ近來 レ荷モ 々タル書類及

大托十三年十二月二十五日司法省行刑局長

刑務所長少年刑務所長宛 刑務所作業 エ関スル件

給人級俸

月俸六七圓給襲

期セラレ候様致度候 計り良民復歸ヲ目的トスル大第二有之候へ共刑務所作業能力ニ人 運動乃至陳情スル向有之哉ニ候處右協定ハ時局ニ際シ財政緊縮ノ 信シタル結果ナラン飲以業ヲ歴迫スルモノトシ摩ラ大ニシテ反對 ラ擴張シ官職常田品へ其ノ供給ラ悉ク刑務所ニ奪 過般次官會議二於 目ラ制限アリ之ニ從事シ得ル技能者ノ如キハ極メテ少数ニ止り其 一方法トシテ發議セラレタルモノニシテ一面在所者ノ職業訓練ヲ 社會民業二及ポス影響二至リテハ寔二後々タルモノト被思料候 ニ協定セラレタル旨傳ヘラル、ヤ地方ニ於テハ遼ニ刑務所作益 趣酬ニ際シテハ叙上 テ官懸需用品の可放刑務所製作品ヲ利用スル ノ旨ラ体シテ思切二院示シ誤解ナキ ハル、カ如ク銀

大正十三年十二月二十七日司法省行刑局長通牒 刑務所長少年刑務所長宛

後暫時ニシテ重罪ナル犯罪ヲ敢行セシ質例モ有之真ニ證憾ニ堪へ 致置候鑑遇を引取人ニ購スル調査周到ナラザル線アリシ湾ニ出所 慶分二出デラレタキ趣本年九月九日行甲第一三八七號ヲ以テ通陸 心神喪失者ト決定セラレタル受刑者ニ對シテハ直ニ刑執行停止 開シ檢事協議ノ上最も周到ナル調査ヲ遂ゲラレ度萬一不充分ノ ル大第二付今後心神喪失者二對シ刑ノ執行停止處分习成シ出所 シムル場合二於テハ其ノ引取人労確實ナル保護能力アリヤ否ヤ 刑執行停止者ノ釋放ニ關シ 一時刑務所二智監相成以テ刑ノ執行停止二依ル釋放 姓意ノ件通際

> 者ヲ y テ犯罪ラ再ピ t v * ル様致度

西 南

司法保護事業職員養成 東 川閉所

した。 十四日修了式を舉行し左記二十名に對し修業證書を授與 輔成會經營の第五囘司法保護事業職員養成所は一月二 大谷 帶土 4木 高田 ±

報

本會總裁横田千之助氏の農夫

れ、九日には再び左記の通り親任式を行はせらる、旧高橋是清氏に臨時司法大臣兼任の官記を親授あらせら横田法相の薨去に伴れ、五日東宮假御所に於て農商務大

法大臣 小川 平 吉

免 衆 官 乗司法大臣 高 橋 是 特 な に 小川氏法和任命と同時に高橋農和の衆任は兇ぜらる

に推載せり。

高級刑務官練習所開始

り。 官練教所を開始、左記二十二名入所する。ことに決定せ二月十六日より二筒月間の豫定にて本會に於て高級刑務

	-	211	3ds	-	2त	DZ2	101	4	*	#25	-+-	
	#19	阳山	TT	MR	PEI	[p4]	灰	18	京	H)F	lb.	
	走	島	梅	*	岡	Щ	島	島	都	岡	谷	
	伊	荒	西	8	森	西	武	大	*	安	神	
	藤	111	H	Ш	永	村	H	塲	倉	原	本	
	助	金	太	雲	義	信	又	Œ	倉忠	亮	世	
	秀	六	郎	平	郎	t	市	雄	治	治	助	
ш	91	札	B	鹿	大	H	Ш	高	*	ħ	豐多	
上	路	幌	城	兒島	分	池	D	知	阪	49	學	
	小	枳	Ħ	ф	馬	藤	賀	齋	Ŀ,	Ш	大	
7	松	H	崎	島	場	井	P	藤	H	M	島	
=	直	兼	德	新	治	红	利	信	田清二	末	德	
名	清	治	安	吉	作	井武利	吉	-	RB	吉	治	
						704	183		10			

-(88)-



靴足袋の穴

時、妻君を願りみて、靴足袋の穴を縛ふて置くやうに命時、妻君を願りみて、靴足袋の穴を縛ふて置くやうに命時、妻君を願りみて、靴足袋の穴を縛ふて置くやうに命或る朝、主人は急いで洋服に着替へ、出掛けんとした

が、併しもうこの時は、主人がはじめて氣のついた時の型日靴足袋は依然として修繕されてゐなかつた。そのの翌日靴足袋は依然として修繕されてゐなかつた。そのの翌日靴足袋は依然として修繕されてゐなかつた。そのの 明、主人はまだ縛ろはれてゐない靴足袋を見た。併大の朝、主人はまだ縛ろはれてゐない靴足袋を見た。併

・ 大きさに腹がり、従ってそれをつくらった砂穴の敷倍の大きさに腹がり、従ってそれをつくらった砂穴の敷倍の大きさに腹がり、従ってそれをつくらった砂穴の敷倍の大きさに腹がり、従ってそれをつくらった砂穴の敷倍の大きさに腹がり、従ってそれをつくらった砂穴の敷倍の大きさに腹がり、従ってそれをつくらった砂穴の敷倍の大きさに腹がり、従ってそれをつくらった砂穴の敷倍の大きさに腹がり、従ってそれをつくらった砂穴の敷倍の大きさに腹がり、従ってそれをついた砂穴の敷倍の大きさに腹がり、従ってそれをついた砂穴の敷倍の大きないである。

桃の節句雛祭

於持る安全種志

東から御入内になつた園母東福門院の創めたまふところ東から御入内になつた園母東福門院の創めたまふところで明正天皇の御即位に因んで寛永六年(約三百年前)、開京の町正天皇の御即位に因んで寛永六年(約三百年前)、開京の町正天皇の御即位に因んで寛永六年(約三百年前)、開京の町正天皇の御即位に因んで寛永六年(約三百年前)、開京の町正天皇の御即位に因んで寛永六年(約三百年前)、開京の町正天皇の御即位に因んで寛永六年(約三百年前)、開京の町正天皇の御即位に因んで寛永六年(約三百年前)、開京の御工大皇の御即位に因んで寛永六年(約三百年前)、開京の御工大皇の御即位に因んで寛永六年(約三百年前)、開京の御工大皇の御口になった。

であると説く人がある。生人は大口で口景でし

ではないか。それに御詫をならべる上役もなければ、變を並べてゐても、莞爾として拝聽するマイ・ベターハー教を並べてゐても、莞爾として拝聽するマイ・ベターハー教を並べてゐても、莞爾として拜聽するマイ・ベターハー教を並べてゐても、莞爾として拜聽するマイ・ベターハー教を並べてゐても、莞爾として拜聽するマイ・ベターハー教を並べてゐても、莞爾として拜聽するマイ・ベターハー教を並べてゐても、莞爾として拜聽するマイ・ベターハー教を並べてゐても、莞爾として拜聽するマイ・ベターハー教を立べてゐても、莞爾として拜聽するマイ・ベターハー教を立べてゐても、莞爾として拜聽するマイ・ベターハー教を立べてゐても、莞爾として拜聽するマイ・ベターハー

に皮肉る同僚もありやしない。すべて皆上様直多の族本

能率を上げるとが出来る、 手に惡友に誘はれる處もあるが、家庭でなら極く軽便に 苦八苦のみじめさを見る心配もない。外でなら、物の相 やうとも、滑つてころぶ雪解の道もなければ、割前に四 どの責任もある。 ーとそれほど大暦でもないかも知れないが、まあぞれほ ものはない。 あらう。 等は足をのばしのびをする。 のみならずだ、 男子一度家を出すれば首をかけての勤め上 たとひいつもより一本おしきせが過ぎ 胞が岩上に甲羅を干す如く、家庭で僕 最高の存在しを求 上に安全の點ではこれ以上の これが安全地帯の氣樂さで めて日まなかつ

人間になくてならないホーム

つてある。 内はたつた民事素に同じの自然だ難以及ご

い大郎

るではないか。 のひな祭」流石皮肉屋の川柳子も可愛い、觀察をしてねのひな祭」流石皮肉屋の川柳子も可愛い、觀察をしてね

家庭は安全地帶

0

道路には安全地帯と云ふものがある。どんな親知らずを食ふ位で減多に輓き殺される憂ひはない。これと同じを食ふ位で減多に輓き殺される憂ひはない。これと同じを食ふ位で減多に輓き殺される憂ひはない。これと同じを食ふ位で減多に輓き殺される憂ひはない。これと同じを食ふ位で減多に輓き殺される憂ひはない。これと同じを食ふ位で減多に輓き殺される憂ひはない。これと同じを食ふ位で減多に軽き殺される憂ひはない。これと同じを食ふせつがったいだらうか。渡る世間に鬼はないとは云ふものよっこれで浮世の波は荒く、娑婆の風は强いのがきふものよっこれで浮世の波は荒く、娑婆の風は强いのがきなると云れていい。とんな太平とのがけぬ流矢も飛んで來る、機嫌氣づまの取りやうでしながけぬ流矢も飛んで來る、機嫌氣づまの取りやうでしていばない。とんな太平とのんびりと得を切けているとなるところはない、とんな太平といるといけない。

-(90)-

食足り睡足る。或は之が人生の唯一の幸福かもしれない。 事はホームの外に於ですることあるとするも、睡眠の一 ば十分に足りたといふことはできないのである。よし食 のであらうか、それとも家庭を尊重したのであらうか。 るホームを有ってあるとすれば、其人は幸福であるばか は決して輕蔑の意味にはならない。若し真に善く眠り得 る。かう考へて見れば、「家庭は眠る處である」と日ふの 事は是非共ホームでなければ十分足ることはないのでも 有つてゐなければならない 手腕である。 清潔に整頓されてわなければならないのである。細君の には、米板はがたついてはならないのである。ペッドは めしむる女を云ふのである。且つや甘き眠りを味ふため は彼女の夫をして夜々甘き眠りを味はしめ朝々快く目覺 りでなくむしろ誇りたして可いのである。良妻といふの 而して眠食の二つは之をホームに於てするのでなけれ 「家庭は眠る處である」。 しかのみならず彼女は温く柔い心と肉とを と日つたら、 0 で ある。 家庭を軽蔑し 甘き眠りを味ひ

得る人はたしかにそのホームを算重して可いのである。 然しながら人生は眠るのが目的ではない。サムシング。 髪めよと呼ぶ。起てよと呼ぶ。踏れと命ずる、戦へと宣る。 血はたぎる、烙は眼に燃ゆる。彼は温きベツドを蹴つて、血はたぎる、烙は眼に燃ゆる。彼は温きベツドを蹴つて、の生活はダンスであり、戦闘であらねばならないからでの生活はダンスであり、戦闘であらねばならないからである。 しかく神々は欲するのである。

可憐なる彼女は戸に倚つて朝暮に彼の歸るを待つてゐるかもしれない。然り而して、獨り自ら狂夫の家を思はないのは、生活の中に秘められてゐる恐ろしい而かも美ないのは、生活の中に秘められてゐる恐ろしい而かも美ないのは、生活の中に秘められてゐる恐ろしい而かも美ないのは、生活の中に秘められてゐる恐ろしい而かも美ないのは、生活の中に秘められてゐる恐ろしい而かも美ないのは、生活の中に秘のは、獨り自ら狂夫の家を思はである。彼はホームを輕蔑する。

然し血管の中に燃えた焰はいつかは消ゆる。落莫たる

ればならなかつたのは寧ろ其處を得たものであらう。幸は来ないでは己まない。

ひにして彼かナポレヲンでありエムペラーであつたが爲

限り、ホームは必要である。永き眠りに就くために、鳥によったな器用なまねはできない。彼は死場所を作くつてをそんな器用なまねはできない。彼は死場所を作くつてをく必要がある。而して最後の渇を齧するために情けあるく必要がある。而して最後の渇を齧するために情けあるく必要がある。人間が犬でなくナポレヲンでないばならないのである。人間が犬でなくナポレヲンでないばならないのである。永き眠りに就くために、鳥にり、ホームは必要である。永き眠りに就くために、鳥にり、ホームは必要である。永き眠りに就くために、鳥にり、ホームは必要である。永き眠りに就くために、鳥

五本の指

に突つかれないために!!

神佛に向づた時に雨掌を合せて禮拜するが、それは神佛幼序あり、朋友信あり、五倫五常にたとへられて居る、禮智信、また父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長婦別あり、長婦別あり、長婦別の手には五本の指がある。この五本の指は、仁義

外に生活のどよめきを逃れる道はないのである。 り、、ハイネよ、疲れたるハイネよ! 人 道の解 放 りの後のマテイルダのゐる家が必要だつた。無意義なる生 の後のマテイルダのゐる家が必要だつた。無意義なる生 のがのマテイルダのゐる家が必要だつた。無意義なる生 のお馬鹿々々しくもくだらなさに呆れ果ては、眠るより り、馬鹿々々しくもくだらなさに呆れ果ては、眠るより り、馬鹿々々しくもくだらなさに呆れ果ては、眠るより り、馬鹿々々しくもくだらなさに呆れ果ては、眠るより

世界は無の嘉場である」と言つた。然らばホームは自己を葬むる處ではなからうか。世路を関みし來りて人情を會響むる處ではなからうか。世路を関みし來りて人情を會響した後自己を持てあましたものは、ホームより外に自己と投げ出す場所はない。憐れむべき運命の兄ナボレヲンは、「結婚の帝國を失ふと共に唯一の避難所たるホームをさへは彼の帝國を失ふと共に唯一の避難所たるホームをさへは彼の帝國を失ふと共に唯一の避難所たるホームをさん間社會には超人の頭を横へる處はない。彼か霧深きとソトヘレナの荒れたる岩の上に要えの愛養を暴きなけ

は五倫五常を具有して在さから其の五倫五常の郷後に合は五倫五常を具有して在さから其の五倫五常の郷をとれまで説の一心を披瀝して恭敬し禮拜するので全く神佛の御心に協ふといふととになる、即ち神人合體の意である、又陰陽が天地の本で、左の手は陽右の手は陰にたとへられてあるから、兩掌を合はすのは陰陽合體、天地同體の意となる、

の場所に奥田森太號は賴杖といふ心學道話の先生があった其の道話には、五本の指と配當して、食指は仁、無名 た其の道話には、五本の指と配當して、食指は仁、無名 大が別あり、小指は長幼序あり、拇指は間次信ありであるとしてある、それで五倫五常に擬らへられた五本の指 をぴつたりと合せて贖拜するのは天命に従ひ大道を守る をぴつたりと合せて贖拜するのは天命に従ひ大道を守る やうにと祈ると共に誓ふのである、此の五指を合せた情 等な心が永久に持ち続けられるならば、天下泰平國産豊 かったと介を全子孫繁榮であるが、我等の日常は天地を長れ

-(93)-

業をして無名指を失ひ、夫婦喧嘩して中指を失ひ、兄弟 強い力が具はつて真剣の働と成るのである御用心々々々 其の用がある、五本揃つて滿足に手が出來る、其の手に 様に申すのは形の上の詮議ではないお互の精神が散り々 争して小指を失ひ、友達と喧嘩して拇指を失ふといふや 別の言葉でいへば、親不孝をして食指を失ひ、不忠の所 解せずして不孝をする、それで仁が無くなる、君に不忠を す神佛を敬はず、口に六根清淨を唱へても道に遠かる心 な負傷をするから喩話にしたのである、五本の指には各 に滿足な指は一本も残らず、手が擂子木のやうになる斯 する、義が無くなる、夫婦が不和になる、禮が無くなる 根や見るに忍びないやうな醜い行が多く、我等は親心を 々とろくと動く所に油断隙間があると五指を失ふやう

庭

の中

だのせある。

Si Si

加藤山堂氏の主宰される雑誌「精神」に「人生は将非」

時終るのか監切りもつかず役者獨自ら打つたり舞ふたり けても芝居は打てね、舞台に立つ役者ばかりで拍子木を 打つ者も無く、幕引男も居らぬとすれば、何時始まつて何 もある、各役目は異るが皆必要な人間だ、其の一人が缺 だ道具方は御免だ舞台の役者になりたいとか、役者は役 せねばなるまい去りとて役者が自ら拍子不を打つたり幕 慕を引く者もある、緑の下の力持といはれる舞台廻はし を引いたり藝を演じたりすれば拍子抜けのしたもので恰 も狂者の立廻りのやうで芝居にはなられ、若し幕引は縁 者で役不足を言募つて肯かないとなれば、いつまでも劇 らぬ香車にならね、飛車か角龍かになりたいと駒ばか めるから生活といふ筋響が無事に終るのだ、俺は歩にな 場は成立たゝず興行は出來ね、世の中もそれと同じで、 いろくの人が集つて社命を作り各自の役目々々をつと りでは將棊にならねと同様だ、家庭も社會の縮小であ それ~一身分についた役目がある、共の役目を日々に果 つて一家の内でも表舞台で働く主があり夫婦兄弟子孫と 盟にうつる五十年早いことなり(し

に拍子木を打つ者、鐘や太鼓を敵く者、三味線を彈く者 あるが、これも場面に無くてはならぬ役者だ、役者の外 いふやうに舞台面は幾たびも變る、馬の脚となる役者も て平等無差別だ、昨日の悪七兵衛も今日は正直爺さんと 悪黨となれば艷麗な生娘となる、幕が下れば樂屋に入つ 役者でも舞台に出れば、大名となり雑兵となり立廻りの 間は其の劇場を構成する分子であると観て居る、同等の と思ふ、私は世の中は一つの劇場のやうなもので我々人 平等といふのである、これは面白い適切な世相觀である の中と悟つて見れば、まことにこれ夢、敵も妹方も怨親 終れば一切平等、死の墓地に入る、勝つも負くるも一局 々或は成金となり或は捕虜となるが、五十年か七十年命 なり歩となり、或は進み或は退き、人生の勝敗、虚々置 切平等、生れる前は誰も彼れも區別なく、生れ出ては王と となり歩となつて働くが勝負終ればモトの箱に入つて一 王も飛車も歩も香車も一切平等だ、さて盤に臨んでは王 といふ一節がある、それは將秦の駒の箱の中にある時は

-(94)-

し終れば無差別平等、裸で生れて裸で還るのだ『豊から

刑 協 役 會 員

事長 裁

司 司 司法省行刑局長 司法省保護課長 豐多摩刑務所長 法 務所長 大 所長 臣 官 官 1 佐 大 社 111 Ш 長

大大明 正正治 ++= P4P4+ 年年七 東月月月 P牛込属市ケ谷富久町 六01 日發 一十日印 刷 納 本十日印刷 か 本 豐多摩郡野方町新井三三六番 五 島 林 太 豊多摩郡野方町新井三三六番

四番 番 番 番 番 地部地郎地郎

0

1

定規文注	料 告 廣	表	價	定
の御口排御御	普二一五	+	*	
際注座込送注は文はの金文	號活字	=		15
新の東こはは	华	#	m	III
舊際京と郵す住は二、便べ	通等等段	稅	稅	稅
所必五但爲てをず○な替前	頁頁頁行	共	共	共
御送五るな金届附九べらの		-	-	_
下先番くばこさ明刑振司と	金金金金	金	金	金
れ記務替法 たの協を省	m 7	=	-	=
しとと川便	三四五	圓	圓	-
從すせ局	+++	129	=	+
つるら取てこれ扱		+	+	
轉とたに居して	圆圆圆圆	錢	錢	錢

本外の民國

典特の生外校 共獎入大日法日 代價 隐提 显供

> 果京神 學

版 無規講 代则義 進書錄 呈申見 す込本

大つ

りの最後の

驱 或 山岡萬之助 沼騏

小野辣太郎 * 雜院購員 世野木喜三郎 * 森院雜員 世野木喜三郎 * 森院雜員 世 法律科 司并省会非官 講義 佐荒